

九州共立大学経済学部紀要

第 120 号

2010 年 3 月

目 次

論 文

- 経営戦略研究の方法論に関するノート 石 坂 庸 祐 … (1)
— 経営戦略論の盲点とケース・リサーチの意義 —
- 中日私学教育政策についての比較研究 新 君 … (19)
— 中国私学教育における法人財産権制度を中心に —
- 最近の税法問題の一考察 弓 削 忠 史 … (29)

経営戦略研究の方法論に関するノート

— 経営戦略論の盲点とケース・リサーチの意義 —

A Note on the Methodology for Business Strategy Research: Blind Spot of
Business Strategy Theory and the Effect of Case Research

石坂庸祐

1. はじめに

本稿は、経営戦略研究における‘ケース・リサーチ(事例研究)’の意義とその方法に関するノート(覚書)である。われわれは、以前に「事例研究の方法論的意義について」と題した拙稿(石坂、2005)を本誌において提示している。しかし、そこでは特定の専門領域での適用に絞った議論というより、むしろ、(いわゆる‘科学的方法’としての主流を占める)‘統計的研究’との対比において一般的な意味での特性・意義に言及するにとどまっていた。

そこで、今回提示する‘ノート’は、拙稿(2005)における問題設定・関心の延長線上にありながらも、われわれ自身が身をおく経営学、特に経営戦略研究の文脈に範囲を限定した上で、あらためてケース・リサーチという方法が果たしうる意義について理解を深めることを目的として作成するものである。

その具体的内容であるが、本稿では経営戦略研究における「新たなアプローチ」を提示しようとする試みの中で、特にケース・リサーチをその不可欠な方法として位置づける複数の「論稿」を題材として検討するという形をとっている。そして、今回その‘題材’として取り上げるのは、石井(2009)、楠木(2009)、三品(2009)の3つの論稿である¹。

われわれが特にこの3つの論稿に注目する理由は、第一義的には、これらの研究者がそれぞれの立場(研究上の関心)において自身の戦略論を展開する中で‘ケース・リサーチ(事例研究)’という方法にきわめて重要な位置づけを与えている点にある。しかし、同時にわれわれを惹きつけたのは、彼らが戦略論上の新たなアプローチを提案する目的、及び今現在の日本企業に関する状況認識にみられる‘さらなる共通点’にある。すなわち、①アカデミズムの世界で完結してしまう‘机上の空論’に終わらない「実践家にとって有効な示唆」を産み出すための‘構え’や方法の導出を重要な目的として位置づけていること、そして、②「日本企業の現況」について多くの企業・産業が事業の成熟化に直面することによって、必然的に新たな展開を模索する(せざるをえない)段階に入ってきているという‘状況認識’において、これらの論稿は間違いなく一致しているのである。

もちろん、これらの目的や状況認識に対応する‘課題’への処方箋は、論者それぞれに独自のものである。しかし、以上のように問題意識や状況認識を共有する論稿のエッセンスを一同に示し、その含意を検討するという作業を通じて、われわれは(特に日本企業の文脈に合わせた)新たな戦略研究の進むべき方途、またその中でケース・リサーチが担いうる(新たな)役割・意義について興味深い、有益な示唆を得ることができると判断した次第である。

なお、次章以降で各論稿の内容(概略)を順次紹介していくが、紙片の制約もあるため、そのエッセンスに絞り込むかたちでかなり大幅な内容の縮約、また若干の意識をほどこした部分もある。さらに、各論稿についての紹介部分は原則として全て引用に基づくものであるが、記述が煩雑になることを避けるために、あえて「一人称」で書かれている。これらの変則的あるいは不備な点については、本稿がわれわれ自身の理解を深めるための‘研究ノート’であることをご理解いただき、何卒ご容赦いただきたい。

2. 石井(2009):論理実証主義の限界と‘ビジネス・インサイト’

(1) ‘実証的経営’と論理実証主義の限界

与えられた状況の中でやるべきこと(仮説)を考え、その一つ一つを現実の事実によって確かめ(検証)、経営の指針を立てて確実に実行する。それを繰り返すことで、経営の質を改善してゆく。こうした現実にしつかりと足を置いた経営は、いわば「実証型(あるいは仮説検証型)経営」と呼ぶことができる²。こうした「反復的な仮説-検証のプロセス」を中核におく企業経営のあり方は、わが国企業の経営に確かな基盤(安定と着実な成長)をもたらしてきた営為であるとともに、それが科学的営為の一つの拠り所である‘論理実証主義’と同型の構造(反復的な仮説-検証)を持つがゆえに、(たとえば「コンティンジェンシー理論」がその典型であるような)学者の生み出す理論的成果が経営実践に対しても有効なアイデアとして適用・活用が可能であることを保証してくれるものでもあった(石井、2009:3,21)。

しかし、こうした「実証的経営」には以下のような固有の限界、あるいは‘落とし穴’が待ち受けている。すなわち、実証的経営は着実な仮説検証によって導かれた命題に従ったとしても、①命題の正しさは状況や前提に依存すること、②市場に向けて打つ手が市場の動きの(検証後の)後追いになること、また、③知らず知らずのうちに(既存の)市場の枠組の中から抜け出せないこと等によって、目標とすべき高い成果を導き出せないケースが存在しうるのである(石井、2009:34)。

そして、上記の‘限界’は、そもそも以下のような論理実証主義の限界に根ざしている。

①状況依存ないしは一般化の畏

- ・ 社会法則は物理法則とは根本的なところで違っている。物理法則は、普遍の唯一無二の法則である。だが、社会の法則は、条件が違えば違った結果を導き出す(石井、2009:35)。
- ・ 社会法則には、発見が法則が成り立つ前提を崩してしまうという性格が潜んでいる。当事者が、その法則に則って活動すれば(あるいは、その法則の存在を当事者が知っ

てしまえば)、その法則は意味をなさなくなる場合は少なくない(石井、2009:39, 40-41)。

②状況(場)の定義が抱える問題

- ・ 実証主義の前提には、非分析的な認識という前提が不可欠になる。経営学の世界でも着実に証拠を集めて分析的に解を導き出せる様々な経営技法が存在するが、結局のところその背後には、対象となる事業や市場を定義するといった「隠れた前提」が潜んでおり、その定義の仕方によって結論は異なりうる(石井、2009:41,48)。

③見えない何かを見通す力が実証主義の中で軽視されること

- ・ 現実には、論理実証主義の言う客観的な検証プロセスだけで科学が進歩してきたわけではない。そこには、たとえばM.ポラニーが‘知の暗黙的次元’として表現した(ときに当の科学者自身にとってすら説明できない)ある種の‘閃き’(「科学的課題の創造的な設定と、その解決策についての想像力」)が科学の進歩を引っ張る原動力として存在する³(石井、2009:99)。

(2) ‘ビジネスインサイト’ とケース・リサーチの新たな可能性

実証的経営の限界を越えるカギは、M.ポラニーが‘暗黙知’の概念を示すことによってその限界を超えようとした挑戦(論理実証主義の限界③に該当)を経営学領域においても実践することができるか否かにかかっている。すなわち、われわれが明らかにすべき対象とは、論理実証主義の枠組みでは捕捉困難であった、科学者の‘閃き’と同様の機制をもって発揮されるであろう、革新的なビジネスモデルを世に出す企業家(経営者)の‘閃き’にある。

ただし、それは行き当たりばったりの試行錯誤の中で生じる「単なる偶然や幸運の結果」ではない。そこには、ポラニーの指摘する暗黙の次元(=暗黙の認識)、すなわち深く対象に‘棲み込む’(没入する)プロセスが生み出す「断片的な事実から全体を見通す力」、あるいは種々の知識、情報、課題を総合的に勘案しながら「将来を見通していく力」(未来の「成功のカギとなる構図」を見通す力)の存在がある。われわれは、そうした力によって暗黙的にもたらされる知(閃き)を「ビジネス・インサイト」と呼ぶ(石井、2009:49-50,61)。

こうした「インサイト」は、経営者にその閃きがなければ、おそらく革新自体が世に出ることがなかったという意味において、ビジネス・イノベーションの生成上、きわめて重要な役割を果たしたはずである。しかしながら、インサイトを得るプロセスをモデルやマニュアルの形式で再現することは難しく、その限りで、プロセスは隠れたものにとどまらざるをえない(石井、2009:123)。また、それは論理実証主義を踏襲する‘ビジネス・アナリシス’的な立場からは、事後的に、きわめて一貫した合理的な理由をもって「存在すべくして存在する」必然として語られるのみである⁴。しかしながら、こうしたインサイトがビジネス世界の革新そして断続的進化に大きな関わりをもつとするならば、それを理解(記述)し、伝達(教育)し、その力を育てるための固有の方法(手段)を明らかにすることが、「経営学に課された大いなる課題」となりうるはずである。

そして、その有効な方法として、‘ケース・リサーチ’ という手法に注目することができる。ただし、それは従来型の(伝統的)ケース・リサーチの方法とは異なる目的、さらには新たな可能

性を内包したものでなければならない。すなわち、すでにケース・リサーチは論理実証主義の下でも、①仮説検証(反証)、②新しい仮説の探索といった一定の役割を割り当てられてきた(石井, 2009:181-182)。しかし、これらの役割はあくまで対象(当事者)とできるかぎり距離をもつ第三者(‘神’)の立場に立って、何らかの規則性(法則)を発見しようとする論理実証主義の立場を堅持したものである(石井, 2009:120-121.)。むしろ、想定される新たなケース・リサーチは、上記のような伝統的なケース・リサーチとは対照的な性格を持つ。それは、研究者が対象に擬似的にはあれ‘棲み込む’こと、すなわち「当事者の視点に立って、その当時の状況を読み解いていく」スタイルのケース記述となる(石井, 2009:182)。

(表1)2つのケースリサーチの比較表

	伝統的なケース・リサーチ	新しいケース・リサーチ
記述の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮説の検証、仮説モデルの構築 ・ 成功要因や失敗要因など、原因結果を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事物や出来事、知識などの誕生、変容、消滅といった動態を明らかにする
分析の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造記述 ・ 要因に集約する ・ ブラックボックス化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロセス記述 ・ 要因を解きほぐす ・ ブラックボックスを開く
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実在する現実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成される現実
要素の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係は非対称的(行為者は人のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係は非対称的(人、事物、知識はそれぞれ行為者)
記述の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的視点で見る ・ 客観的事実でもって構成する ・ 必然の論理で再構成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者に棲み込む ・ 当事者の視線で構成する ・ 必然を偶有で読み解く
効能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用的な利用 ・ 浅い理解 ・ 犯人探しが起こりやすい ・ 対話が起こりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のな利用 ・ 深い理解 ・ 中立的 ・ 当事者の対話が可能

(出所)石井(2009)、p.205より引用。

新しいスタイルのケース・リサーチは、「事物や出来事、知識などの誕生、変容、消滅といった動態(ダイナミズム)」に焦点を当てるものである。伝統的ケース・リサーチにおいても、ある時間の流れを追ってある現実を記述するが、その目的は、あくまで原因と結果という安定した必然の構造を明らかにすることに狙いがある。一方、この新しいケース・リサーチは、現実の姿を因と果の関係に還元せず、むしろ多様な要素が関わるその過程における要素間の相互関係を丁寧に読み解いていくところに焦点がある(石井, 2009:203)。また、そこには決定論に陥りがちな説明様式や、原因と結果に画然と仕分けて理解を促すという短絡的な説明様式をできる限り避け、ビジネス(社会)の現実を構成する重要な一部としての‘偶有性’(他でもありえた可能性)をも取り込もうとする狙いがある(石井, 2009:198-199)。

こうした新しいスタイルのケース・リサーチは、「社会科学において、他に代わりうるものがない、一つの独立した、価値のある方法と見なせる」ものであり、「それは、ビジネス・インサイ

トを含めた知識あるいは社会制度の生成と発展を科学的に記述する上で「かけがえのない手法」となりうる」はずである(石井, 2009:209)。

3. 楠木(2009):ストーリーの戦略論

(1) 戦略の語り口:「短い話」と「長い話」

本来、「戦略」とは個々の打ち手(戦術)がつながり、組み合わせたり、相互作用する中で「長期的な利益」が実現されていく過程を映し出す「因果論理のシンセシス(統合)」である⁵。それは、一定の時間展開の中で(創発的に)作り出されていく構成要素間の多様な因果関係の構図(‘ストーリー’)を形成するものであり、そうであってこそ、他社から見て容易に模倣し難い壁(根本的な‘違い’),そしてその結果としての卓越した成果(価値)を生み出すことが可能となる(楠木, 2009:34)。

しかしながら、経営戦略研究の現状を見る限り、こうした本来的に「長い(複雑な)話」であるべき因果論理の構図が、単純かつ短絡的な「短い話」へと集約されてしまう傾向がある(楠木, 2009:32)。たとえば、個々の(戦術レベルの)打ち手の単なる羅列(アクション・リスト)に過ぎない行動計画や、肝心の因果論理が大幅に薄められた問題解決のツール/テンプレートの類⁶、そして正統派アカデミズムの生み出す研究の多くを占める(大量サンプルに基づく)統計的分析の結果としての「単純化された因果論理」⁷などがそれに該当する(楠木, 2009:32,36,37)。

もちろん、これらの「表現形式」はその分りやすさや利便性、そして(普遍的な解の提示による)汎用性と(厳密な分析が生み出す)信頼性など、それぞれに独自の利点を持っている。しかし、これらは誰もが広く、また容易に利用可能なものであるがゆえに、その結果はあくまで「平均点」の戦略とその成果しかもたらさないものにとどまる可能性が高い。すなわち、市場でのポジショニングであれ、蓄積・保有された独自の資源・能力であれ、他社との「差異」こそが重要な価値の源泉たりうるとするならば、こうした議論の「実質的」効果は、実はきわめて薄いものになってしまうことが予想される。ゆえに、実践レベルで本当に役に立つ戦略論を確立するためには、こうした「短い話」を「戦略本来の姿」である因果論理のシンセシスとしての「長い話」へと引き戻すことが必要なのである。

そして、こうした意味での「長い話」の典型であり、また、特にその内容・面白さをダイレクトに伝えてくれるのものとして、「(成功した)実務家の語る戦略論」がある。本来、戦略とはあくまでも「コンテキストに埋め込まれた特殊解」として、(サイエンスの対象というより)むしろ「アート」に近い側面が多分にある。実際、「優れた経営者は「アーティスト」として「特殊解のシンセシス」を構想する」ものである。こうした実務家による優れた戦略論は、経験と実績に裏付けられた面白さや迫力、そして信頼性に満ちている。しかしながら、彼らは実務家にとって有益な知見を語るけれども、それが優れた知見であればあるほど、コンテキストにどっぷりと埋め込まれているがゆえに、ユーザーが自らの状況に当てはめることには一定の困難を伴う。すなわち、そうした戦略論は迫力に満ちているけれども、「十分に抽象化されていない」という難点を持っている(楠木, 2009:36)。

しかし実は、こうした難点の解決、すなわちコンテキストに埋め込まれた特殊解を抽象化(論

理化)する作業においてこそ、実務家(経営者)や経営コンサルタント等と立場の異なる研究者(学者)は重要な貢献を成しうると考えられる。なぜなら、自社のコンテキストの中で経営と格闘している経営者にとって論理化は「余計な仕事」である。また、特定のコンテキストと向き合うコンサルタントにとって、論理化は(するにしても)あくまで本業(コンサルティング業務)の「副産物」に過ぎない。さらに戦略は因果論理のシンセシスであるため、社内の特定の部署がシステムティックかつ専門的に扱うことも難しい。ゆえに、「戦略論という分野では、論理化を正面切って担う人々が学者の他には誰もいない」のである(楠木、2009:36)。

(2) ‘ストーリー’の戦略論へ

研究者に固有のユニークな貢献をなしうる役割、それは他の(能力ある)実務家がそれぞれの異なるコンテキストに合わせて知見を利用可能なように、特定コンテキストに埋め込まれた‘特殊解のシンセシス’に論理化(抽象化)という‘冷凍作業’を施すことにある。すなわち、論理化を通じて一旦冷凍しておくことで、「(能力のある)実務家が、その論理を「解凍」することによって、異なった文脈であっても知見を利用できる」ようにするのである(楠木、2009:36)。

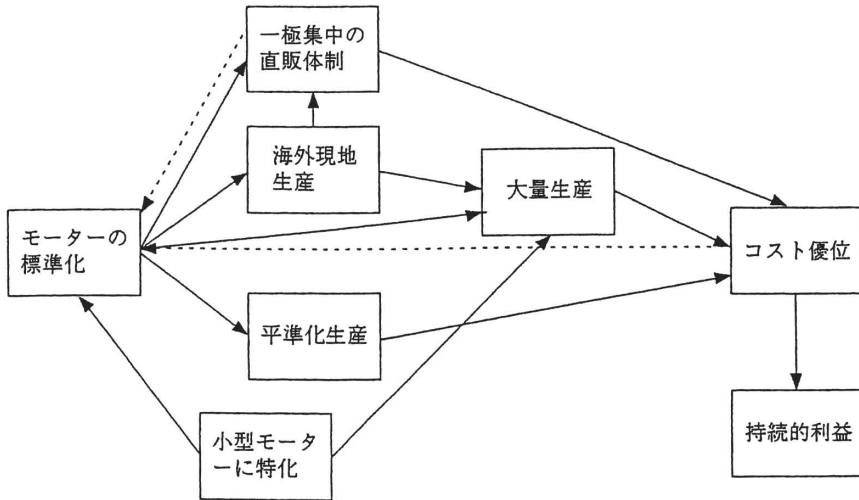
そして、こうした「戦略の論理化」にとって有用たりうるのが、「ストーリー(narrative story)の戦略論」という視点である。ストーリーの戦略論は、「個別の要素ではなく、そうした要素の間にどのような因果論理や相互作用があるのかを重視する視点」である(楠木、2009:39)。また、それは「戦略が含んでいる因果論理や相互作用を、時間展開に注目して論理化しよう」とするものである(楠木、2009:42)⁸。そして、この「ストーリーの戦略論」に基づく研究は以下の2つのフェーズに大別できる(楠木、2009:40-42)。

- ①「論理化としての読解」：戦略ストーリーを構成する要素(プラクティス)の間のつながりと相互作用を事例ごとに読み取る。
- ②「共通論理の抽出」：さまざまな優れた戦略ストーリーの読解を積み重ね、共通した論理を抽出する。また、同時に失敗戦略の共通論理や戦略が陥りやすい落とし穴を発見する。

この「ストーリーの戦略論」は、成功(あるいは失敗)したさまざまなストーリーの読解を通じて「論理化」を通して、筋の良い戦略を描くための「骨法」を見つけようという立場をとる(楠木、2009:42-43)。それは、論理化という抽象化の作業、すなわち戦略の全体像を浮かび上がらせるのに必要不可欠なエッセンスのみを取り出したものであるとともに、戦略本来のコンテキスト依存性という性格にも配慮したものでなければならない⁹。また、それは「賢者の盲点」を衝くような論理の抽出にとって有効なアプローチでもある。例えば、「A(施策)がB(結果)をもたらす」という近視眼的な因果論理が実務家に広く定着しているとする。しかし、ストーリー全体の流れを見渡せば、「Bをもたらすのは、実はAよりもXである」という意識の外にあった変数が見出される。もしくは、長い目でストーリーを論理化することによって、「Aであるほど実はBが阻害される」という逆説(パラドクス)が導かれる。こうした「視界の拡張」「視点の転換」、もっといえば「目から鱗」となる知見を引き出すのがストーリーの戦略論の本領なので

ある。そして何より、「合理的」な打ち手だけで組み立てられたストーリーの賞味期限は短くなりがちである。むしろ、賢者(合理)の盲点を突く、「部分的な非合理性をストーリー全体の中で合理性に転化する」ようなストーリーこそが優れた戦略と云うるのである(楠木, 2009:42)。

(図1) 戦略ストーリーの事例: マブチモーターのケース



(出所) 楠木(2009)p.41より引用。

そして、このストーリーの戦略論はとりわけ日本企業の戦略形成・遂行に対する大切な研究手法となりうる(楠木, 2009:43-44)。まず、①日本企業は相当に成熟した経営環境に直面しているが、そうした状況を打開できる大きな策は容易には見つからない。そうした中ではむしろ「役者を個別にみると派手な違いはないけれども、それを組み合わせて動かす筋書の面白さで勝負し、気づいてみたら長期にわたって競争優位を継続している」というストーリーの戦略論がものを言う。

また、②これまでの日本企業が、ポジショニングよりも能力に基盤をおいた「体育会系戦略論」に傾斜してきたことがある。ポジショニングの戦略はそれがもたらす成果と因果関係がより明確なので、どちらかというところ「短い話」で済む傾向にあるが、一方で能力の戦略は、ポジショニングに比べて、時間的にも因果論理においても長い話が必要になる¹⁰。

そして、③日本企業の人々のモチベーションのあり方である。欧米企業の組織は機能分化に立脚しており、働く人々のコミットメントも分化した機能専門性(単位)にある。一方、日本企業の組織は提供する価値やシステム全体のありようを切り口に分化し、これが人々のコミットメントの基盤となるという色彩が強い。ゆえに、日本企業では、経営者のみならず、ミドル・マネジメント以下の多くの人々も、戦略ストーリー全体の共有を強く求めているはずであり、戦略ストーリーは、日本企業においては社内の人々を衝き動かす最上のエンジンとなるはずである。

4. 三品(2009):時機読解の戦略論

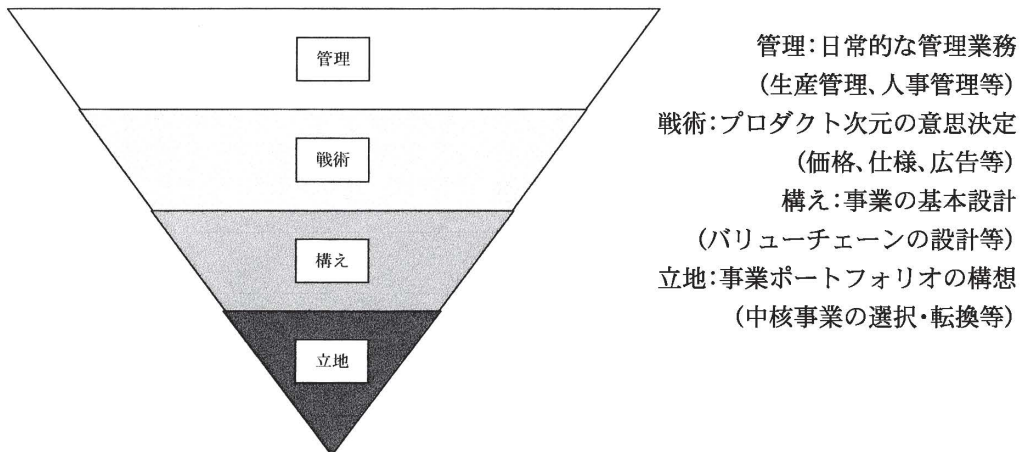
(1) 戦略論のニーズと現状

現時点において、実践家(役員階で語られる「実学的」戦略論)と経営学者(の語る「普遍性」重視の戦略論)との間には「埋め難いギャップ」が存在しているように見える。それは、戦略を司る経営者が、目の前の問いに答えを出すべくコンテクストを読み解くのに必死になる一方で、戦略を語る経営学者の側は、普遍的な真理を導くべく、むしろコンテクストを削ぎ落とすのに懸命になっていることを一因とする。その結果として、「経営学者の語る戦略論は戦略を司る経営者の耳目になかなか届かない」という現状が生み出されているのである(三品、2009:64)。

では、われわれ経営学者はいかにして、こうした「現状」を打破することができるだろうか。その解を得るためには、まず、戦略論の主要なオーディエンス(経営者、及びその予備軍)の現時点におけるニーズを適切に把握することが必要である。以下に戦略ニーズを整理するためのフレームワークとしての「戦略の階層構造」を示す。

同図(図2)が、逆三角形の形状をしているのは、各レイヤー(階層)に携わる員数の多寡をイメージとして伝えるとともに、上のレイヤーが下のレイヤーの前提の上に成り立つなかで、事業の「立地」が全体のピボットとなることを表している。ゆえに、レイヤーが下方へ移行するほど時間軸は長く、その戦略性(非可逆性・非分割性)は高くなる。すなわち、最下部の立地に向かって下方に進むほど、それに関わる意思決定の長期的な企業の命運(利益)に対する重要性や影響度、また他社とは違う判断を下すことに意味があるという点での「非合理性(不合理ではない!)の価値」が大きくなることが示されている。

(図2) 戦略の階層構造



(出所)三品(2009)p.60の図、及び本文記述(p. 60-61.)に基づき加筆して作成。

そして、このフレームワークを前提とするとき、日本企業(経営者)の現在のニーズは以下のように解釈できる。すなわち、「新興企業と復興企業の別にかかわらず、戦後に立地選択が焦点となり、その後の高度成長の時代には事業の構えに焦点が移っていった。それ以降は安定期に突入り、もっぱら戦術や管理のレイヤーに関心が集中する時期が長く続くことになる。ところが、成長と繁栄の影で立地の劣化が密かに進み始めていた。そしてパプルのパーストに中国の台頭が重なることで、根の深い問題が一気に露呈する」ことになった(三品, 2009:61)。ゆえに、戦略論の‘オーディエンス’の現行ニーズは、劣化した、あるいは劣化しつつある「構え」と「立地」への対応(典型的には、コア事業の転換を意味する‘転地’)に関するものであり、「下部レイヤーの環境適応」問題に集約されると考えられる¹¹。

ただし、「管理」や「戦術」のレイヤーについてはもちろん、ここで問題となっている「構え」や「立地」のレイヤーについても、それに対応する、たとえばMichael E.Porter(1980, 1985, 1990)の一連の業績が存在する(バリューチェーン、5つの力等)。しかし、Porter(cf. 1980)を含む先達の業績は、おおむね「汎用論」とどまっていることが多い¹²。ゆえに、現実には戦略を司る人たちが特定の事業に対して判断を迫られていることを思い返せば、これでは「実学的とは言いつてもいいもの」となってしまう。すなわち、一見したところの戦略論の‘兵器庫’の充実ぶりとは裏腹に、「戦略を形作る判断の是非そのものについては、いまだ「蓄積らしい蓄積がない」という状況が2009年初頭における戦略論の‘現実の姿’」といわざるをえないのである(三品, 2009: 61-62)。

(2) ‘時機読解’の戦略論へ

では、こうした現況の下で、アカデミックが果たすことのできる役割(貢献)はありうるのだろうか？少なくとも、戦略性が高く、かつコンテキスト依存的な経営判断を下さなければならない「役員階」では、既存理論の提示は役立ちそうにない。しかし、学者がすべてのコンテキストに精通することは望めなくとも、「ありとあらゆる経営者が抱える事案に対して、判断の一助となる質疑応答を交わすこと」、また、それが「本当に時機のある事案なのか、推論に盲点はないのかをプロブ(精査)することにより、判断の質を上げるプロセスに貢献する」ことは可能であり、そうした行為にこそアカデミックの役割は存在するといえる(三品, 2009:65)。また、こうした方法は、まさにハーバード大学のビジネススクール(HBS)において100年にわたって教室のなかで実践されてきたケース討議型のアプローチの姿に他ならないのである(三品, 2009:64)。

そして、こうした果たすべき「役割」を前提とするとき、特に現況の戦略論に何よりも欠けているのは、「時機」の視点である。戦略は、着手の内容と外部要因の相互作用が結果を左右する側面を持つ。また、同じ着手でも、打つタイミングによって成否が変わり、誰が手がけるかに応じて結果は分かれる。そうした分岐点がどこにあるのかを理解することが、アカデミックの役割における重要な論点として想定されるのである(三品, 2009:65)。

こうした時機の読解を研究対象とする方法は、「コンテキストを記述するケースの集積から教訓を帰納的に導くアプローチ」が正道となる(三品, 2009:65)。すなわち、「時機読解の是非に焦点を絞込んだケース群を蓄積し、それを横断比較して、時機の捕捉に成功するパターン

と、時機の捕捉に失敗するパターンを帰納的に抽出する」ことによって、特定の事案に対して判断を下すには至らなくても、ありとあらゆる経営者の抱える事案に対して時期読解の盲点をプロブする道が開けてくるはずである(三品、2009:65)。

その点では、すでに体系的にケースを抽出するステージ(2000年時点の東証一部上場企業から金融関連企業と新興企業を除外した1013社を母集団とし、1960年以降の時系列データに独自の利益成長尺度を適用することにより企業を峻別)を経て、現在ケースの横断比較を進めている。また、ここまで述べたアジェンダはクロスセクショナルな大規模比較研究に的を絞っているが、コンテクストリッチな戦略論という視点からは、競合する企業をペアにして、時間軸に沿って追跡する方向も考えられる¹⁹(三品、2009:66)。

いずれにしろ、こうした時機読解の巧拙で企業間の優劣を説明するアプローチを体系化することができれば、これまでの戦略論を2分する「ポジショニングの差異で企業間の優劣を説明するアプローチ」と「資源蓄積の差異で企業間の優劣を説明するアプローチ」に続くアクションナブルで、しかも習得可能性を秘めた実学性の高い第3のアプローチを形成することができるだろう(三品、2009:66)。

5. 諸見解の含意と若干のコメント

以上において、われわれは石井(2009)、楠木(2009)、三品(2009)という3つの論稿の概略を記述してきた。各論者の戦略論は、本来であればそれぞれ単独で検討すべき価値をもった興味深いものである。しかしながら、本稿の主要な関心はそれぞれの見解(戦略論)そのもの以上に、彼らが共通にその目的を遂行する有効な手段として、「ケース・リサーチ」という方法を選択・採用しているという事実にある。そして、われわれはこうした方法論上の一致が、3つの論稿の基底において共有される戦略(論)上の問題意識や共通認識ゆえの結果であると考えている。そこで以下では、現況の経営戦略論において「なぜケース・リサーチなのか」、また「価値あるケース・リサーチとは何か?」、その答えを探ることを念頭にこれらの論稿に通底する‘共通点’についてまとめておきたい。

(1) 戦略論の「盲点」としての‘コンテクスト’

3つの論稿は、それぞれ「ビジネス・インサイト」(石井、2009)、「ストーリーの戦略論」(楠木、2009)、「時機読解の戦略論」(三品、2009)のような独自の‘新しい’戦略論のコンセプト、あるいはアプローチを提案しているが、一方で、既存の経営戦略論の問題点や限界、いわば「戦略論の盲点」を指摘し、その欠落部を埋めるものとして新しいコンセプトを提示するという似通った構成を採っている。

まず、石井(2009)の発見した‘盲点’は、時代を画するようなビジネス・イノベーション生成の起点として、きわめて重要な役割を果たしたはずであるにもかかわらず、(既存の)論理実証主義の立場を踏襲するビジネス・アナリシス的な見方の中では、その存在自体を捉えることができない、むしろ消し去られてしまうことの多い(経営者の)暗黙的な閃き、あるいは‘(事業)構想力’(=断片的な事実から全体、そして将来を見通す力)=「ビジネス・インサイト」の存在で

あった。

また、楠木(2009)の発見した‘盲点’は、昨今の戦略論上にあふれる「短い話」(＝単純な因果の構図)の中で捨象され、歪められてきた「戦略本来の姿」、すなわち、あくまで「コンテキストに埋め込まれた特殊解」として存在するがゆえに、原因—結果のみの単純な因果の構図によってはそのダイナミックな本質を語り尽くすことのできない(より大きな空間的、時間的な拡がりを持った)複雑な因果連鎖を内包する「因果論理のシンセシス」としての戦略構想＝「ストーリー(長い話)」としての戦略のあり方である。

最後に、三品(2009)の指摘する‘盲点’は、コンテキストを問わない‘汎用論’的なアイデアやフレームワークでは満たすことのできない(日本の)戦略論オーディエンス(実践家)のきわめて現代的なニーズ、すなわち、企業の長期的な命運を左右するはずの‘構え’と‘立地’の発見・(再)構築に資するような貢献であり、中でも戦略そのものの中身以上にその成果を左右するであろう時機読解(外部要因との相互作用に関する‘読み’や着手のタイミング)の判断の巧拙に関する知見であった。

そして、こうした3者の指摘する戦略論の‘盲点’を一望するとき、まず認識することのできる明確な共通点は、徹底した「コンテキスト重視」の視点であろう。すなわち、「ビジネス・アナリシス的」(石井)、「単純な因果の構図」(楠木)、「汎用論的」(三品)とそれぞれの表現は異なるが、いずれにしろ既存戦略論の最大の盲点が、企業活動を担う実践家が直面しているはずの「特有のコンテキスト」であるという見方は共通しているものと思われる。すなわち、楠木(2009)が指摘するように、戦略なるものが「コンテキストに埋め込まれた特殊解」に他ならないとするならば、(理論の適用範囲拡大のために)特定のコンテキストが限りなく削ぎ落された理論やフレームワークでは、まさにそれぞれに特有のコンテキストの中で可能かつ適切な戦略的打ち手の創造を求められる実践家(役員階)への有効な示唆とはなりがたく(三品、2009)、また、ある企業が実践した戦略を記述する際にも、特定のコンテキストの中で組み立てられた独自の‘シンセシス’としての全体像・本質をつかみ取ることはできない(楠木、2009)。そして、石井(2009)の言うビジネス・インサイトの存在とその戦略生成における重要性を認めるならば、それが多様な要素間の相互作用がおりなすコンテキストに深く「棲み込む」ことから生まれる「暗黙的な閃き」であるがゆえに、それを理解・記述しようと試みる者自身も擬似的ではあれ、そのコンテキストに深く「棲み込む」ことを避けて通ることはできないのである。

そして、(既存)戦略論において失われてきた「コンテキスト」を取り戻そうとする彼らの視点そのものが、「なぜ、ケース・リサーチなのか？」という問いに対する第一義的な解答となりうるだろう。すなわち、こうした視点は、必然的に戦略の生成—確立に至るプロセスのダイナミズム、そしてその全体像・本質を単独事例(のコンテキスト)に深く「棲み込む」ことによって丹念に描写(抽出)するような営為を目指すものとなるのである。

(2) 非合理の合理？

第一の共通点である「コンテキスト重視」の視点に続く、3つの論稿の第二の共通点は、突出した成果を(持続的に)挙げるような「筋の良い戦略」には一見したところ‘非合理’とも思えるような行為や施策が含まれているとする指摘にある。ここで、非合理的行為や施策とは、当該

時点(コンテキスト)においては、業界の常識・慣習から大きく外れるものであったり、あまりに無謀に見えるものであるがゆえに他社がその追従を躊躇してしまうような戦略的打ち手を意味する。

こうした点では、例えば三品(2009)が、既存の戦略フレームワークの‘汎用論的’性格の(実践家への示唆という意味での)限界を指摘した上で、かなり直接的に戦略階層の下部レイヤー(構え、立地)の選択における(他社とは違う判断を下すことに意味があるという点での)非合理性(不合理ではない!)の価値について言及している。また、三品(2009)の指摘する「時機読解」の巧拙という観点から言えば、戦略的判断そのものの内容とともに競合他社とは異なるが、しかし適切な実施のタイミングに関わる(あくまで外部からそのように見えるという意味での)非合理の重要性も指摘できるであろう。

また、楠木(2009)は彼の主張する「ストーリーの戦略論」の(おそらく最大の)利点として、‘賢者の盲点’を探り当てること、すなわち既存の常識的な見方(近視眼的な因果論理)を揺さぶり、ひいては打ち壊すような意外な変数や逆説(パラドクス)の発見、あるいは‘視界の拡張’や‘視点の転換’をもたらすような知見を引き出しうることを挙げている。そして、そのような戦略ストーリーの典型は、一見非合理的な打ち手が、他の打ち手とつながることによって、最終的にストーリー全体としての合理性(=競争優位性)が実現されているようなケースであるとす。例えば、事例(図1)として挙げたマブチモーターの戦略ストーリーにおいて、マブチは1964年というかなり早い時期から東アジアでの現地生産を開始するとともに、当時の顧客ニーズに逆行するモデルの標準化を行っている。これらの一つ一つをとってみれば、「未知の海外生産」や「顧客ニーズに対する逆行」は、明らかに(当時は)非合理的であったと言えるかもしれない。しかし、マブチはこれらを大量生産によるコストダウンという要素と結合することによって、全体としてはきわめて合理的な「コスト優位」の戦略ストーリーを構築していったのである。

最後に、石井(2009)も間接的な形ではあるが、実は同様のことを述べている。まず、論理実証主義に従う経営に疑義を呈する中で、仮説一検証を繰り返した結果として生み出される‘合理的’な戦略は、先んじて動く市場に対して後追いに過ぎず、その価値を失う、あるいは減じる可能性について指摘している。そして何より、いわゆる画期的なビジネス・イノベーションの背後にある「ビジネス・インサイト」こそが、一定の非合理を内包する優れた構えや立地の(再)選択、あるいは優れた戦略ストーリーを支え、その実現を可能とするものであると云う。なぜなら、石井(2009)自身が指摘するように、今ある‘現実’はけして必然の結果ではなく、常に一定の「偶有性(他でもありえた可能性)」をも含み込んだ世界であるとするならば、(非合理的要素を含んだ)大胆な戦略の採否を最終的に決定づけるのは、企業家にとってのある種それ自体が‘非合理的’とも云う確信、まさに「ビジネス・インサイト」以外に無いからである。

ただし、こうした「非合理の合理」を指摘する見解は、あくまで「部分的」あるいは「特定時点」における非合理の存在を評価するものである。すなわち、それが他の施策とつながるとき、また一定の時間経過を経る中で、最終的な結果としての‘戦略全体’(戦略的打ち手の連鎖)は、一定の合理性を確保できなければ、それが成果を生むことはない。しかしながら、市場(の競争相手)に先んじて動き、平均的な成果以上のものを達成しようとするならば、多くの(ほとんどの)人々が納得できる合理的な施策の範疇を超えた‘非合理要素’(が含まれていること)にこそ戦

略上の高い価値があること、また実はそれこそが容易な模倣・キャッチアップを許さない「他社との根本的な差異」を生み出すという意味での「戦略の本質」であることを示唆しているのである。

とは言え、例えばそれが戦略の本質、いわば「成功への近道」であるとしても、このような「非合理の合理」に基づく戦略展開は、まさに「言うは易し、行ふは難し」の行為となろう。それは、そうした戦略が(常識はずれの)非合理的な要素を含む時点で、間違いなく‘リスク’な側面を併せ持たざるをえないからである。しかし、とりわけ現在の多くの日本企業が身をおく‘コンテキスト’を考えれば、こうした論点を提示することには大きな意味があるように思われる。なぜなら、日本の多くの企業・業界が、事業の成熟化やグローバル競争の激化の本格化に直面し、まさに三品(2009)が指摘するような(10年単位で考えるべき)立地の選択を迫られるほどの‘転換期’を迎えているとするならば、それは明らかな危機状況であると同時に反面では、多少のリスクを許容してさえも‘横並びでない’、独自の戦略展開を構想・構築していく(せざるをえない?)好機であることを意味するからである。

そして、すでに冒頭で述べたように、3つの論稿はこのような日本企業に対する現状認識を明らかに共有しており¹⁴、また、だからこそ、われわれは彼らが「単独の企業事例に関するケース・リサーチ」という方法を選択したのだと考えている。すなわち、従来の戦略、事業経験を越える不確実な世界で独自の道(戦略)を開拓しなければならない状況下にある人々(実践家)にとって、分かりやすく使い勝手は良いが、誰でも利用でき平均的な結果しか生みそうにない‘汎用論’よりも、試行錯誤を経ながらも実際に道を切り開いてきた‘行程の(エッセンスが)見える’優れた企業事例(のエッセンス)のほうがはるかに役に立つ(かもしれない)ということである。そして、中でも「非合理の合理」を実践する企業事例について、「一見非合理的な打ち手がそもそもなぜ許容され、実行に移されたのか」、また「部分的な非合理がどのように時間展開の中でまた全体としての戦略的合理性の中に組み込まれているのか」、その行程、メカニズムを発見・記述すること、まさに‘賢者の盲点をつく’ようなこうした論点の提示は、今現在の日本の戦略論オーディエンスに対して「価値ある助言」となりうるのではないだろうか。

6. 終わりに

以上、石井(2009)、楠木(2009)、三品(2009)の3つの論稿についてその概略を記述し、特に「経営戦略論におけるケース・スタディの意義」への考察を念頭に置いた上で、その総合的な含意についての若干のまとめを行ってきた。

最後に、本研究ノートの結論を述べるとすれば、特に現況日本の戦略論オーディエンスの‘ニーズ’に応えることのできるアプローチの方法として、それは決して厳密な仮説—検証を経た確実な道筋を示してくれる‘法則’(しかし、それはおそらく平均点の解しか生まない)ではないが、特定のコンテキストの中で戦略が生成—確立されたプロセス、またそのエッセンスを参照可能であり、また新たな戦略構想を刺激しうるような‘賢者の盲点’を突く意外性や驚きをもった(優れた)ケース・リサーチが貢献できる部分、可能性は(本稿で取り上げた論者達が述べるように)非常に大きい、ということになるだろう。そして、3つの論稿が導いてくれた、この‘暫定的’結論について、現時点でわれわれは(われわれ自身の‘インサイト’に従って)概ね正しい

と考えている。

ただし、あくまでこの結論を‘暫定的’とせざるをえないのは、今回取り上げた「題材」の主張の中に何か論理的な欠陥や矛盾があるなどといったことではなく、すべてわれわれ自身に帰属する問題による。まず、本研究ノートでは、3つの論稿の‘共通点’の抽出のみに注力したがゆえに、当然存在するはずの各論稿間の目指す方向性や成果、またケース・リサーチに関する具体的な方法(論)の「差異」には触れることができなかった¹⁵。そもそも、われわれが提示した‘概略’自体が間違いなく、その豊饒な内容を要約・意識によって(特有のコンテクストを削ぎ落した)「短い話」にしてしまったであろうことを含め、(紙片の都合があるとはいえ)本来であれば十分に検討・吟味すべき論点であったといわざるをえないだろう。

また、「ケース・リサーチの意義」というフレーズを本研究ノートの論題に加えているのは、もちろん、われわれ自身が「意義あるケース・リサーチ」を実行したいと考えているからに他ならない。しかしながら、これらの「題材」が主張するケース・リサーチ、及びケース間の比較によってもたらされる知見は、初めから厳密な仮説-検証を経た(厳密な意味で‘科学的’と認められる)‘法則’を目指すものではない。特に、石井(2009)や楠木(2009)は社会科学におけるそうした(自然科学におけるような)絶対的な法則の導出(とその実践的価値)を明確に否定する立場をとっている¹⁶。そして、そのような立場を前提とするならば、ケース・リサーチの評価は、一定の科学的な基準を満たしているか否かというより、それが‘実践家’の戦略発想に対して「有効な示唆を与え得るか」どうかを唯一の基準となると言ってよいだろう。しかし、それはまさに‘筋の良い戦略’を構築することと同様に「言うは易し行うは難し」、そのような基準は(少なくともわれわれにとっては)きわめて高いハードルであるように思われるのである。

いずれにしろ、残された課題は多い。しかし、われわれ自身の手によるケース・リサーチの実践を含め、あえて眼前の高いハードルを超えるべく、今後も追究を重ねていきたいと考えている。

(主要参考文献)

Christensen, Clayton, M. and Michael E. Raynor, Why Hard-Nosed Executives Should Care About Management Theory, *Harvard Business Review*, September, 2003. (邦訳「マネジメント研究の正しい姿勢:よい経営理論、悪い経営理論」、ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー、May, 2004年。(20-33.)

Eisenhardt, Kathleen M., Building Theories from Case Study Research, *Academy of Management Review*, 14, 1989. (532-550.)

石坂庸祐「事例研究の方法論的意義について」経済学部紀要、第101号、2005年。(1-17.)

石井淳蔵『ビジネス・インサイト:創造の知とは何か』岩波新書、2009年。

伊丹敬之『新・経営戦略の論理』日本経済新聞社、1984年。

楠木 建「短い話を長くする:ストーリーの戦略論」『組織科学』Vol.42 No.3, 2009年。(31-47.)

マイケル・ポラニー(高橋勇夫 訳)『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫、2003年。

三品和弘『経営戦略を問いなおす』ちくま新書、2006年。

三品和弘『戦略不全の因果』東洋経済新報社、2007年。

三品和弘『役員階からの展望:時機読解の戦略論』『組織科学』Vol.42 No.3, 2009年。(59-67.)

沼上幹『行為の経営学』白桃書房、2000年。

Porter, Michael E., *Competitive Strategy*, New York, Free Press, 1980.

Porter, Michael E., *Competitive Advantage*, New York, Free Press, 1985.

Porter, Michael E., *Competitive Advantage of Nations*, New York, Free Press, 1980.

¹ここでは、「題材」として取り上げる3つの論稿の性格・背景等について簡単に紹介しておく。まず、石井(2009)については唯一書籍であり、著者本来の専門であるマーケティング領域にやや比重が置かれている。また、石井(2009)については、書籍大の内容のすべてを反映することはもちろんできないため、特に第4章のケースを通じた教育的側面については後の概略においても言及し得なかったことをあらかじめ申し述べておく。そして、残る楠木(2009)、三品(2009)は、純粋に戦略論を専門とする研究者であり、今回取り上げるのは、『組織科学』誌の「(特集)実学的戦略論のニューフロンティア」にて同時掲載された論文である。

²石井(2009)は「実証主義的経営」について、旧松下電工会長の三好俊夫氏の言葉を借りて、「自分が持っている技術、販売網、人材を利用して、一歩ずつ尺取り虫的にのばしていく」「強み伝いの経営」とも表現している(石井、2009:2)。本稿の本文では、「実証主義的経営」というワードを選択したが、こちらの表現のほうがイメージとしてより伝わりやすいものであるかもしれない。

³ここでは、「仮説検証を通して客観的な正確さや再現可能性を徹底的に追いつめるはずの自然科学」においてすら、その発展過程では、優れた科学者に宿る「一瞬の閃き」のようなあいまいな力が不可欠の要素であることを示唆している(石井、2009:97)。また、ポラニーの「知の暗黙の次元」については、石井(2009)がほぼ1章分(第3章)を費やしてかなりの説明を行っているが、より詳しくはM.ポラニー(2003)を直接参照のこと。

⁴「ビジネス・アナリシス」的な見方とは、あいまいな(暗黙の)要素を多分に含む「ビジネス・インサイト」的な見方と対照される、「現実がそれとして成立した必然性を明らかにすること

が可能」であり、「過去を分析する力を備えれば、未来に対処することができる」という素朴な論理実証主義の世界観を踏襲した立場を指す(石井、2009:124-125)。しかし、現実には、論理実証主義が導き出す法則によって支配された(必然の)世界ではなく、特にそのダイナミックな変動・進化において、ビジネス・インサイトの生成が象徴するような「偶有性」(他でもありえた可能性)が常につきまとう世界であるという(石井、2009:56-57)。

⁵「因果論理のシンセシス」という戦略の捉え方は、もともと三品(2006)より示唆を受けたものである由、言及がある(楠木、2009:33)。

⁶楠木(2009)は、こうした問題解決のツールや分析のテンプレート作成の担い手として、いわゆるコンサルタントやアナリストを想定している。彼らは、日常的にクライアントと向き合って仕事をしているがゆえに、実務家のプラクティカルなニーズ(使い勝手の良さ)に過剰に適應してしまいやすい。また、優れたコンサルタントであるほど向き合うコンテキストへの解凍作業で勝負しようとするようになるため、結果として、その大本の戦略論(コンサルタントの商品)は、肝心の因果論理を大幅に薄めたツールやテンプレート、すなわち「短い話」になりやすいという(楠木、2009:36-38)。

⁷この種の「厳密だが、やたらに短い話」も、それ自体は実務家にとって有用な戦略論にはならないという。楠木(2009)は、その理由として①大量観察を通じて確認された規則性は、あくまで平均的な傾向を示すものでしかないため、その法則に従うことは他社と同じ動きに乗ることであり、戦略にとって自殺的である、②「他の条件が一定であれば」と言った途端に戦略の本質である「コンテキスト依存性」や「シンセシス」が根こそぎ捨象されてしまう。ゆえに、実務家の目から見れば、正統派の戦略論研究であるほど、「机上の空論」以外の何物でもない、胡散臭いものと感じられてしまう、という2点を挙げている(楠木、2009:37)。

⁸楠木(2009)は、同様に要素間の相互作用や関係性に注目する「ビジネスモデル」や「アーキテクチャ」というコンセプトに対して、「ストーリー」という視点は、構成要素のダイナミックな相互作用や因果論理の時間的展開をとらえやすいという利点がある。この点で、全体の空間的な配置形態に焦点を当てる「ビジネスモデル」や、その結果生成する「ビジネスシステム」、また製品システムの安定的なありように注目した「アーキテクチャ」の概念とは異なる由、指摘している(楠木、2009:39)。

⁹こうした点で、「ストーリーの戦略論」は、シンセシスを強調しつつもいくつかのパターン分類からパターンごとの戦略立案テンプレートの提示へと向かう方向に傾きがちで、コンテキスト依存性という戦略の本質をとらえきれないビジネスモデルの戦略論、また逆にいわゆる戦略プロセス学派のようなコンテキストの記述一辺倒で実務家にとって有用な知見とは成り難いアプローチのどちらとも異なる由、表明している(楠木、2009:42-43)。

¹⁰能力に基盤をおく戦略がポジショニングの戦略に比べて、時間的にも、因果論理という意味でも、「長い話」を必要とするのは、それを可能とする資源・能力の「蓄積・構築」には相応の時間がかかるためと考えて差し支えないであろう。楠木(2009)自身は、「ポジショニングは意思決定できても、能力構築は意思決定だけではどうにもならない。個別要素がどのようにつながり、相互作用を起こして、成果につながるのかというストーリーが意識されていなければ、能力構築はできない」と述べている。また、そこにストーリーがなければ、特に日本企業では現場の頑張りがきくだけに、戦略不在になりがちである由、指摘している(楠木、2009:43)。

¹¹さらに三品によれば、アメリカでは、1980年以降、世界秩序や電子技術の大変化に呼応して転地を遂げる企業が相次ぎ、例えばIBMは計算機からITコンサルティングへ、GEは家庭用電気製品からノンバンクへというように立地の転換に成功する一方で、立地を替えなかったGMが深刻な経営危機に瀕した（現在は事実上の倒産後に再建中）。三品（2009）の見立てでは、現時点における大半の日本大企業は、総じてGM派に属しており、実際に大きく動いた形跡もなく、転地の成功例も限られるのが実情であるという（三品、2009:61-62）。

¹²ただし三品（2009）は、こうした汎用論的な戦略に対し、より実学性の高い戦略論として、例えば伊丹（1984）の「オーバーエクステンション」戦略を挙げている。それは、「経営幹部が迫られる具体的な判断の中身とは距離を置きつつ、正答が存在しない判断の下し方一般について有用な示唆を与えるアプローチ」とをとっているという。ただし、三品（2009）は、「現状はここで行き止まりになっている」として、その現状に対する憂慮を示している（三品、2009:63-64）。

¹³これらの具体的な試みについては、クロスセクショナルな大規模比較研究については、三品（2007）があり、また競合企業間のベア分析の例については、三品（2006）に分析例の記載がある。

¹⁴われわれが、こうした現状認識を3者が共有している（はずだ）と考える理由は、三品（2009）に関しては言うまでもないとしても、他の論者については補足が必要であろう。まず、石井（2009）について言えば、「ビジネス・インサイト」というコンセプト自体が画期的なビジネス・イノベーションと結びつけて論じられていることを考えれば、それが日本企業の現況を念頭に置くものであることは間違いない。また、インサイトを説明するための実例が、宅配便やスーパー、コンビニなど現時点から見ればやや「時代遅れ」のものとなっている点も象徴的である。なぜなら、先達の遺産（構え・立地の選択）の上で三品（2009）の言う「管理・戦術」レベルの対応に集中できた比較的安定した期間においては、現時点で真に参考となりうるようなケースがきわめて少なかったことの証左とも言えるからである。また、楠木（2009）については、やや間接的な指摘となるが、経営戦略論の現況が「短い話」で埋め尽くされる状況にあるとするなら、それは逆に、これまでは「短い話で十分に事足りていた」ことを意味しているといつてよいだろう。ゆえに、われわれにはこのタイミングでの楠木（2009）による「長い話」のススメは、やはり「時代の変わり目」を十分意識したものであるように見える。

¹⁵例えば、楠木は自身の「ストーリーの戦略論」をより詳細なかたちで展開した連載の中で、三品の「時機読解の戦略論」との違いについて述べている。それは外部環境に対する「構え」の問題である。すなわち、時機読解の戦略論は戦略の成功が経営者の時機読解、いわば「先見の明」に依存するがゆえに、その結果は外部環境に依存する「受身的」な姿勢を採るのに対し、「ストーリーの戦略論」は、ストーリー全体を構想することによって、むしろその戦略が有効性を発揮するコンテクストを意図的に作り出そうとする、外部環境に対して「能動的」な姿勢を持つものであるとしている。この指摘については、楠木建「（連載 第5回）戦略ストーリーの「キラークラス」」『一橋ビジネスレビュー』、SUM、2009、（122-141、）の138-139頁を参照。

¹⁶社会科学における「絶対法則」定立の不可能性について、拙稿（2005）でも取り上げ、また楠木（2009）も言及している沼上（2000）を参照のこと。

また、やや古典的な文献を含むが、あえて対照的な見方を対置させるといふ意味で、共に有力な米国の戦略論者であるEisenhardt（1989）、及びChristensen & Raynor（2003）を挙げ

ておく。ちなみに、前者はケース・リサーチの方法論として、それが理論創出の有効な手段であるためにいわゆる統計的研究にできる限り近い手続きを採用すべきことを提案している。また、後者は、実践家のニーズに応えるためには、ひたすらコンティンジェンシー理論的な知見(特定の状況とそれに適合する戦略の組み合わせ)を追究する、すなわち狭い範囲の‘絶対法則’を見出すことが重要であると主張している。

中日私学教育政策についての比較研究 — 中国私学教育における法人財産権制度を中心に —

靳 君

Distinction between Chinese and Japanese Supporting Policy of Private Education
—Around property right system of Chinese private education—

Jun JIN

要旨:私立学校法人における財産権は、私立学校が存在する前提でもあり、その健全な発展の保障でもある。中国の私立教育(中国では「民弁教育」という)は、20世紀80年代から、規模の急速拡大の中、著しい発展をとげている。が、設置者財産権と私立学校法人財産権が混同し、私立教育事業の更なる発展の大きな妨げとなっている。本論は現在中国の私立学校法人財産権問題を取り上げ、制度面の不完備しているところを見出すうえ、その解決策として、日本の学校法人制度を参考しながら、中国の私立学校財産権制度の完備に建言できれば幸いだと思っている。

キーワード:法人財産権、学校法人、財産権の混同、不完備、分離

はじめに

法人財産権(property right)問題は、現段階で中国私立学校法人制度研究の中でもっとも注目されている基本理論問題とされている。広義でいえば、財産権は、財産に関する権利の総称であり、物権、債権、無体財産権(知的財産権)などが含まれている。本論の研究対象は、私立学校法人関係の特定の物を直接に支配する権利、いわゆる物権に限り、所有権・占有権・支配権・使用权・収益権及び処置権などについて検討していきたい。

従来、中国の教育事業において、学校は基本的に国立・公立であるため、財産権問題は重要視されていなかった。中国の国・公立大学は、日本よりも4年早く法人化されたが、事業法人として、主に国の財政予算により、国有資産で運営されているため、学校は資産に対して、完全な支配権を所有していない。が、私立教育事業の急速な発展にともない、私立学校法人における財産権問題は教育界、または司法界で広く注目を集めてきている。1997年10月から実施された「社会力量办学条例」は中国最初の私学事業関係の法規であるが、財産権問題に対する関心が少なかった。「中華人民共和国民弁教育促進法」にいたって、同法第三十五条によると、私立学校は、設置者が学校に投入した学校資産、また国有資産、寄付資産及び経営蓄積において、法人財産権を有すると規定され、私立学校法人の財産権を法律上で保障している。しかし、制度上の不完備により、私立学校法人の財産権が設置者個人の財産権と混同し、さまざまな問題が起きている。

これに対して、日本の学校法人制度は、財団法人から独立され、特別に設置された制度であ

るため、財団法人制度の中にある私立学校の発展に不利な規定を修正し、私学教育事業を支えていくことができた。

本論は、中国私立学校法人財産権制度の問題を取り上げ、完備した法人財産権制度の意義を見出すうえ、所有権と収益権を中心に、日本の学校法人財産権制度の優勢を分析し、中国の財産権制度完備に建言したい。

一、中国私立学校法人財産権制度の不完備がもたらした問題

1. 私立教育への投資意欲の低下

中国では、私立教育事業は国公立教育と違い、発足期から市場経済の先頭に立たされているため、申請から設立、運営にかけての資金は、基本的に設置者の投資に頼っている。そして、設置者の所有する企業財産権と私立学校法人の財産権との分離ができていないことが、投資リスクを高め、投資者の投資意欲を低下させている。中国の英語私立教育の看板機構—新東方教育科学技術グループを例にして検討していきたい。

新東方教育科学技術グループ(以下「新東方」という)は、1993年11月16日に成立した北京新東方学校から発足し、現在は言語育成を中心に、短期外国語育成・職業教育・基礎教育・文化伝播・科学技術産業・コンサルティングサービス・発展研究など、多様な発展ぶりを見せている、教育育成、教育研究、教育サービスなどを一身にした総合教育グループである。2006年9月7日に見事にアメリカニューヨーク証券取引所の上場機構となり、中国最初の海外上場教育機構でもある。2009年末まで、中国の39の都市に学校が42校、学習センターが400ヶ所余、子会社が6社、累計学習者が延べ850万人にのぼったという(新東方教育科技集団ホームページによる)。2009年12月23日、当グループの理事長である俞敏洪は、「中国経済年度人物」に選ばれ、「ノー留学経験にもかかわらず、多国籍のワークチームを作りあげ;26のアルファベットで東西洋を結び、世界を胸に、志は東方に」という理由で、中国私立教育業界での初めての当選者となった。というような私立教育業界で輝いているトップグループは、全国的大規模にもかかわらず、今以って固定資産の校舎を購入していない。これは、関係法人制度における財産権上の不明確による投資リスクへの不安を語っている。

次の例も新東方関係である。2000年のIT産業高揚の中、新東方の英語教育に投資しようとしたレノボグループ(lenovo group)は、財産権上のリスクを避けるため、資金を必要とする実用英語学校への投資ではなく、インターネット会社に投資し、新東方教育オンラインを設立した。5000万(人民)元の投資により、新東方と折半して株所有権を有する。その理由は、やはり「新東方は私立教育グループであり、主体部分の財産権が不明であるのに対して、ネット会社における企業財産権はすでに明確化されている」ためである。財産権の明確化なしでは、私立学校の安定した健全な発展が達成しがたいと言えよう。

2. 私立学校の不安定状態

私立学校の設立段階、または初級段階においては、法人の財産権は問題視されなかったが、一定の発展段階になると、財産権の問題が、私立学校の運営及び発展に悪い影響をもたらす恐れがある。典型的な例として、2003年2月24日「法制日報」に、「夫婦離婚によって5千学子が被害を受ける」というテーマの記事が注目を集めていた。夫婦が共同で設立した私立学校が、夫

婦共有財産として分割されるケースであり、私立学校法人の財産権問題を表面化している。

山東省荷沢市鄧城県のある離婚訴訟が、地方裁判所から高等裁判所まで争ってきたが、判決の行方によって、当事者趙慶生・高華娟夫婦のみではなく、夫婦が経営した私立学校に在学した学生5千人の運命にも関わっていたのである。1993年、趙慶生夫婦及び趙氏の家族が数万人民元を投資し、鄧城県最初の私立中学校——鄧城県育英中学校を設立した。1995年から夫の趙氏が法人となり、1999年には育英中学校及び付属小学校は、すでに在校生が5千人にいたったが、同年に趙慶生から離婚訴訟が提出された。1999年12月30日の一審裁判により、学校資産は夫婦共有財産として協議によって分割するという判決。この判決を不服とする妻の高華娟が控訴したが、判決は一審判決を維持。高氏は続けて上告、2002年4月4日終審判決として、純資産1953331.31元とされる育英中学校及び付属小学校は、夫婦共同財産と見なされ、離婚後、学校の管理権は主人の趙氏にあるが、その代わりに趙氏は妻の高氏に978495.65元を、5年分割払い、最初の20万元は一括払いすること。結局、経営者の離婚によって、財産所有権の帰属問題で、学校の正常な運営ができなくなった。

上述事例から、私立学校の財産権は個人の投資者にあるか、それとも学校に属するかという単純な問題ではないことがわかる。「中華人民共和国国民弁教育促進法」第五十一条により、投資者は合理的な収益を得ることができる。が、合理的な収益は、私立学校の全資産ではなく、投資者の投資収益のことを指している。上述した判決は私立学校を、一般の企業法人与同一視したまま、学校の非営利性という公益の性質を前提としなかったため、学校の財産権に干渉し、投資者個人の原因で、私立学校が非常に不安定な状態に置かれたのである。

3. 投資者が私立学校運営に対する任意干渉及び資金転用

中国では、社会世論にしろ、投資者本人にしろ、私立学校の全資産が投資者個人の財産だとと思われることが多い。そのため、投資者、特に企業家の投資者は、私立学校を自分個人の財産の一部として、任意に資金調達、学校管理に干渉するというようなことが、よくある。ここでは、上海のある私立大学を例にする。2001年に設立されたこの学校の投資者A氏は、企業グループを所有する有力企業家であり、設立当初、当大学に4.8億元を投資したという。学校理事長となったA氏は、学校の発展のためにもあるが、学校の教学、管理または資金管理に干渉することが多かった。2001年成立から、2009年まで、8年の間、6代の実際の最高責任者(校長)も更迭し、各部門の責任者の更迭もさらに頻繁になっていた。2006年、企業グループの資金調達が一時的に困難に直面したが、A氏は学校から2000万元調達しようと思い、当時の校長に要求した。が、学校の正常運営を保障するためにこれを拒んだ校長は、更迭された。さらに、学校の管理においては、投資者の家族も関与しており、A氏は理事長、夫人は副理事長、娘は財務責任者、甥は資産管理責任者というふうに、管理役が家族化になってしまった。

学校は企業と違い、公的性質を有するため、個人の財産にはならない。投資者は収益から合理的な収益を獲得するのは法律上の権利であるが、学校の資金を他の事業に調達するのは、学校の運営に大きなリスクをもたらす。また、家族化の管理は学校の更なる発展の障害となる恐れがある。

4. 所轄庁監督指導、助成の障害

「中華人民共和国国民弁教育促進法」第六章により、国または地方の教育行政部門が私立学校に管理、指導をする権限及び責任を有することが定めてある。しかし、私立学校法人の財産権

問題により、学校の責任者が指導を受けようとしても、投資者の意見で実施できないことがある。さらに、助成に関しては、助成金が確実に学校の発展や学生のために使えるかという心配があるため、私立学校に対する公的助成がなかなか実現できないのである。

このような中国私立教育の現状に直面し、中国の私立教育立法界も、問題の解決に必死に努めている。「社会力量办学条例」を修正して、「民办教育促進法」を制定する際、財産権問題の解決に工夫が凝らされている。

二、中国现阶段の私立学校法人財産権制度

「社会力量办学条例」ではあまり問題視されなかった私立学校法人の財産権問題を解決しようという思惑で、私立学校法人制度を完備させるため、私立教育関係の立法には、法人財産権という概念が導入された。この法人財産権という概念は、中国国有企業の財産権所属を明確化し、現代企業制度を建てようとするときに提出され、企業法人とその財産の間の法律上の関係を定義する目的である。一般的に言えば、法人財産権は法人にある。それは、投資者としての株主は権限の移転によって取得した権利であり、財産の法律上の最終帰属を決定する目的ではなく、法人が主体として取引において自己名義によって権利を享有し、義務と責任を果たすための権利である。実際、法人財産権は投資者と経営者とのそれぞれの権利と義務を明確化した権利のまとめりである。この概念は有限責任会社、また株式会社に適用し、企業法人制度と深く関わっている。「民办教育促進法」では、法人財産権について、下記の四つの面から、規定されている。

1. 私立学校の財産の公益性質を明確化

株主の投資による企業法人の財産権とは違い、私立学校法人の財産権は、設置者の投資、国有資産、寄付資産及び経営収益という四つの部分が含まれている。したがって、設置者のほか、国有資産の管理者、寄付資産管理者、また教育公益性資産の管理者も、学校財産を共有する権利者になる。学校の運営期間において、各権利者が所有部分を分割したり、投資を回収したりしてはいけない。ただ、私立学校倒産後の清算によって残留財産に対する分割が認められる。つまり、私立学校の運営期間では、個人、または政府部門、いずれも学校の財産に対して所有権を持たず、分割することもできないのである。

2. 私立学校が自身の全財産に対して独立支配権を有すること

国公立学校の部分的な財産権とは違い、法人財産権によって、私立学校がいかなる外部から干渉されず、独立的に占有・使用・処分・収益などの権利を所有するとともに、責任と義務を果たすことができる。

3. 設置者と私立学校のそれぞれの権利と義務を明確化

法人財産権は、投資者としての株主が権限の移転によって取得した権利であるため、設置者が私立学校に投資したら、財産に対する実際の所有権は、抽象的な財産権となる。それゆえ、設置者は私立学校の財産には直接的な支配権を所有しない。設置者は個人の名義で権利の施行ができなく、法人機構に参加して、私立学校財産に対する財産権を実現する。

4. 設置者と私立学校の責任の性質を明らかに

法人財産権の導入により、私立学校法人は、有限責任会社と似たような特徴を持つようになっ

た。つまり、設置者は私立学校の債務に対して、無限責任ではなく、投資額に相当する有限責任を持ち、私立学校も法人全財産にしか責任を持たない。

このように、「民弁教育促進法」は新概念の導入により、前の「社会力量弁学条例」より一層合理的になっている。しかし、法人財産権という概念はもともと企業に適用するものである。企業問題に対応するとき、完備された「中華人民共和国公司法」及び他の企業法人関係法規を基礎としているため、最大限その役割をはたしている。が、私立学校は公的性質をもっているため、「公司法」の要求する他の企業法人関係の概念を同時に導入することができないのである。

中国の私立教育事業をさらに推進していくには、私立学校法人財産権問題は避けられないのである。そして、その解決のために注目していただきたいのは、日本私学教育における学校法人概念である。

三、日本の学校法人制度について

1. 学校法人制度の沿革

日本では、明治維新以降、教育の近代化の過程において、私学の設置については、個人の私塾の形で、或いは有志による結社の形で学校を始めるところから出発している。「学制」「教育令」を経て、1911年教育勅令第二一八号による私立学校令の改正によって、「私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セントスル時ハ、ソノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生ズル資産及ビ設備又ハコレニ要スル資金ヲソナエ、民法ニヨル財団法人ヲ設立スヘシ」（同令第二条の二）との規定が置かれた。ここで初めて私学学校を設置するにあたっては、財団法人を設立しなければならないことが制度化されるに至ったのである。

財団法人は、1896年に制定された「民法」の規定にもとづく法人であって、非営利的な一定の目的に捧げられた財産の集合体を中心とした独立の権利主体である。これに対し社団法人とは、財団法人と同様に民法の規定にもとづく法人であって、一定の目的のもとに結合した人の営利または非営利団体であり、独立の権利主体である。すなわち財団法人ならびに非営利社団法人は「祭祀・宗教・慈善・学術・技芸・其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」（民法第三十四条）の規定にもとづいて設立される法人である。この規定にもあるように、例えば、学術に関する法人は必ずしも財団法人に限らず、社団法人として設立が可能なのであるが、私立学校については学術のなかでも学校教育機関としての目的の性質上、定款とは異なり目的変更の困難な「寄付者」の寄付行為にもとづいて運営される財団法人制を制度化したものと思われる。

さらに1918年大学令（勅令第三八八号）が施行され、学校経営のみを目的とする財団法人がソノ事業として別に大学を設置することを認めている。が、大学や専門学校そのものが財団法人であったり、財団法人が大学や専門学校の設置者であったりして、私立学校——大学と財団法人制度との関係は法規上の統一を欠いており、制度上の不統一を見せていた。そこで、財団法人から学校法人へ移行する際の経過規定である「私立学校法附則第二項」に「この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校を設置しているもの、及び学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるものは、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。」と規定されていた。そして財団

法人の組織を変更して学校法人となり、改めてそれぞれの私立学校を学校教育法第一条にもとづく学校とするにあたっては、学校法人のみが私立学校の設置者となるという制度が確立された。その結果、大学そのものが法人となるという従来の制度は解消されるに至ったのである。

1946年11月3日に日本国憲法が公布され、翌年3月31日に教育基本法が公布された。ここに新憲法の理念と、それを教育の面において実現する教育基本法にもとづいて、教育関係法規の法律主義の原則が確立した。学校教育法、私立学校法が制定され、私立学校においては、私立学校の経営主体の健全性、公共性、自主性を確立するために、特別法人としての学校法人を制度化した。そして財団法人制度によっていた場合には、大学そのものが財団法人であることを原則とし、特例として学校の設置を目的とする財団法人が学校を設置するという制度であったのを改め、学校法人が私立学校の設置者であることを制度として統一することになった。

2、学校法人制度の特徴

学校とは、校長(学長)、教員その他の職員の人的要素と、校地、校舎、教具、校具等の物的要素とからなり、一定の教育計画に基づき、学生、生徒等を対象にして継続的に教育を実施する組織体をいう。

日本国私立学校法第三条には、「この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人という」と規定されている。また同法第二条第三項には「この法律において私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」と規定され、学校教育法第二条第一項にも、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。すなわち現行法上、正規の過程の私立学校を設置することができるのは学校法人のみに限られているのである。

学校法人と私立学校との関係は、学校法人が教育機関である私立学校の設置者であり、私立学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除き、私立学校の経費を負担することとなる(学校教育法第5条)。したがって私立学校が法律上の権利義務の主体となるのではなく、権利義務の主体となるのは学校法人である(例えば、校地、校舎の所有権は学校法人に属し、対外的契約などの主体は学校法人である)。

学校法人は、民法の規定が多く準用されるが、財団法人より一層公共性が強い。その特徴として、次のようなものが挙げられる。

- ①法人の運営が少数理事の専断に陥りにくく、学校の公共性を確保するに適すること。
- ②役員が特定の同族によって独占される可能性がないこと。
- ③法人の運営について教育者の意思を反映せしめる保証があること。

上述した①、②、③においては、役員の数、理事五人以上、監事二人以上と定め、管理機関としての理事の選任基準を明らかにし、校長を必ず理事に加えて法人の運営に関しては教育者の意見が反映するようにし、役員については、校長及び教員と同様の学校教育法に定める一定の欠格事由を設けたほか、役員のうち三親等以内の親族が二人以上になってはならないとして、特定の同族による経営を禁じている、と定めてある。

- ④学校の統合などに応じて、合併制度が認められていること。

破産及び合併の場合を除き、解散した学校法人の残余財産の帰属者を他の学校法人その他教育の事業を行う者に限定した。

⑤財産寄付行為により、残余財産がかつての寄付者に帰属することがなく、公益性の強い学校にふさわしいこと。

学校法人においては、当初の寄附財産は教育事業のために出捐されたものであるから、これをもとの寄附者などに帰属させることを認めていない。

⑥法人の基礎強化のため収益事業を営むことについて規定があるということである。

3、学校法人の資産

私立学校法第25条から第29条までの規定は、学校法人の通則を定めている。第25条では、学校法人の資産について、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を所有しなければならないと定めている。学校法人における資産は、学校法人の存立の基礎をなすものであり、学校法人が私立学校法の趣旨に則り、自主性を重んじ、公共性を高めつつ私立学校の設置者として役割を果たしていくためには、その経済的基礎が確実であることが必要不可欠である。学校法人がその設置する学校に必要な基本財産と運用財産、また財産権を所有しなければならないこととし、学校の設置者たるにふさわしい法人としての定めを置いている。

(1) 学校法人の基本財産

学校法人の有しなければならない「施設」とは、その設置する私立学校に必要な校地及び校舎をいう。校地は、建物敷地、運動場その他教育研究上必要な土地をいう。単に学校法人の保有している土地を校地という場合もあるが、学校の設置認可などの場合において「校地」というときは設置基準等にてらし、校地として算入できるものに限られる。

校舎とは、教室(講義室)、実験室、実習室、演習室、図書館、研究室、学(校)長室、会議室、管理室等をいう。「設備」とは、教具及び校具をいうものであり、教具とは、教育上必要な機械、器具、図書、標本、模型等をいい、校具とは、机、椅子等をいう。

「これらに要する資金とは、学校法人がその設置する私立学校に必要な施設及び設備を購入するために必要な資金をいうものであり、この「資金」は、前述した「施設及び設備」と共に学校法人の基本財産を構成するものである(私立学校法施行規則第3条第2項)。

私立学校法は、学校法人の基本財産として施設、設備、資金の三者のすべてを要求するのではなく、(1)施設及び設備の全部を所有するか、(2)施設及び設備の一部を所有し、かつ、残りの部分の購入に必要な資金を有するか、(3)施設及び設備の全部を購入するために必要な資金を有するかのいずれかでよいという建前となっている。学校法人設立認可の基準としては、「基本財産は、原則として負担付(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。」「(私立学校法の施行について)1950年3月14日文管庶第66号、事務次官通達」とされており、基本財産は原則として自己所有でなければならないものとされている。従って、特別の事情があり、かつ教育に支障がないことが確実と認められる場合に限り、基本財産の一部について借用が認められるにすぎないものである。

(2) 学校法人の運用財産

学校法人は、基本財産の他に、その設置する私立学校の経営に必要な財産すなわち「運用財産」を保有しなければならない。この運用財産は経営資金であり、現金、預金、積立金、有価証券、不動産、貯蔵品、未収金、前払金等として保有されるものである。運用財産は、学生生徒からの納付金収入、当該学校法人の収益事業からの繰入金、基本財産から生ずる利息等の果実、寄附金等が財源となると思われるが、学校の種類、規模に応じて、毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金などの経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであることが必要であるとされている(1950年3月14日付私立学校法施行通達)。なお、私立大学等の設置認可に当たっては、少なくとも当該学校の開設年度の経常経費に相当する額の資金が必要とされている。

(3) 学校の施設及び設備についての基準

学校の施設及び設備についての基準としては、私立学校法第25条第2項で基準は別に法準で定めるところによるとされているが、学校教育法施行規則中に定められている設備等に関する基準、高等学校設置基準、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準、幼稚園設置基準等の法令及び学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年文部省告示第32号)その他内規、行政実例等に定める基準によるということであり、実務上もそのように取り扱われている。

4、学校法人が有すべき資産の基準

(1) 学校の設置基準

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可について、所轄庁は当該認可に当たり、その設置する学校が設置基準に適合するものであることを当然の前提としている。従って学校法人が有すべき資産の基準としては設置基準が一応の目安となる。ただし、学校の認可に当たっては、設置基準に定める施設・設備のすべてについて設置者である学校法人が全部自己所有しなければならないわけではなく、一部については借用も認められるので厳密な意味でいえば設置基準と学校法人が有すべき資産の基準とは同一ではない。

学校教育法第3条によれば、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないこととされている。学校の教育水準を一定に保つため、学校の種別ごとに設置基準が定められている。ここで、大学等を設置する学校法人の資産の基準をあげていく。

大学・短期大学又は高等専門学校を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可についての資産の基準は、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(1975年文部省告示第32号)により、次のような定めがある。

①施設及び設備について

- (a)大学等の施設及び設備は、大学等の種別に応じ、それぞれ設置基準に適合するものであること。
- (b)施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。
- (c)校地は、開設時までには教育研究上支障のないような整備されるものであること。

(d)校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲げる割合を下回らない限度で、かつ、教育研究上支障がないよう行うものであること。

	全体に対する割合		
	大 学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	40%	60%	20%
第一年次中	30%	40%	20%
第二年次中	30%		20%
第三年次中			20%
第四年次中			20%

(e)校舎及び設備(医学部又は歯学部にあつては、附属病院及びその設備を含む。)の整備に要する経費が、特別の事情がある場合を除き、標準設備経費を下回らないこと。

(f)施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という)の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。ただ、入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

②経営に必要な財産について

(a)経常経費は、特別の事情がある場合を除き、標準経常経費を下回らないこと。

(b)設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、大学等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(c)完成年度までの各年度の経常経費の財源に原則として、借入金を充てるものでないこと。

終わりに

日本の学校法人制度は、多くの面では、中国私立教育法人財産権問題の解決策の参考になる。が、中国と日本の社会制度が違い、また私立教育の発展段階にも差があるため、それを中国に移植するなら、そのままではなく、中国の私立教育の実態に応じて、社会主義の私立教育事業にふさわしい形に変形しなければならないと思う。今後の研究課題として、そのふさわしい形についての研究に努めていきたいと思っている。

参考文献:

- 1)『高等教育のあり方と私学助成』 日本私立大学連盟
- 2)教育基本法 <教育関係法規Ⅱ>法律学体系・コンメンタール篇』 有倉遼吉
- 3)『私立学校法詳説』 福田繁・安嶋彌 玉川大学出版部 1950
- 4)『中日米三国高等教育比較研究』 強連慶 复旦大学出版社 1995年10月
- 5)『現代中国高等教育の成立』 大塚豊 玉川大学出版部 1996年1月
- 6)『私立学校の歩み(中 その1)——近代教育の発足と「私学」の位置』
日本史学教育研究所 平成6年3月
- 7)『私立学校の歩み(中 その2)——形成期における私立小学校』
日本史学教育研究所 平成6年3月
- 8)『教育法<法律学全集>』 兼子仁 有斐閣 1963年08月
- 9)『私立大学のマネジメント』日本私立大学連盟 第一法規出版株式会社 平成6年5月
- 10)「上海民弁大学(短大)健全な発展政策についての検討」
(「关于促进上海民办高校健康发展的政策思考」) 上海師範大学天華学院課題組
組長 葉才福 2009年3月
- 11)「上海民弁大学(短大)を収支独立の事業系法人としての資格の認定についての提言」
(关于将上海民办高校认定为自收自支事业单位的建议)葉才福 2008年1月

最近の税法問題の一考察

弓 削 忠 史

一. 「税制改正大綱」の一考察

1. はじめに

本稿は、最近の「税制調査会」が答申した、「税制改正大綱」を中心にして展開しているが、その「本質的」な問題点は、正に「法」の「本質」（個人の尊厳の保障）のあり方の希薄性にある。

したがって、その「本質」の観点からの批判論を意図する論文が、極めて少ないために、「税制調査会」の「税制改正大綱」が、徐々に法制化されようとしているが、そのことは、大学の「学徒」として、学問の自由の「本質」（真理の探究）のあり方の問題に帰結する。

最近は、「学問の自由」の「本質」である「真理の探究」の概念を、極めて古いものと評する「学徒」が増えたのか、先行研究に基づく学問の体系性、その「専門性」が軽視されていることから、時には、大学における「学問の自由」の効果である「大学の自治」を濫用する「学徒」が、学問の「本質」である「真理の探究」を疎外化している。

したがって、良識ある「学徒」は、大学の原点に基づいて、つまり、「学問の自由」に基づく「真理の探究」の意義を再考することによって、「あるべき」学問の自由の「屋形」を形成し、「真理の探究」を前提とする学問を構築すべきものと考えらる。

そこで、僭越であるが、本稿は、上記の思考性を前提として、その「税制調査会」の公表した「税制改正大綱」の基本的な問題点を提起している。

特に、「税制調査会」の提案の「柱」である、「議会制民主主義」の意義を前提とする、「税制改正大綱」を憲法の「本質」（個人の尊厳の保障）の観点から検討している。

2. 問題提起

「税制調査会」は、「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—（平成21年12月22日）」（以下「税制改正大綱」という。）*を答申している。

そこで、「税制改正大綱」は、「税制の現状について」、「我が国では、戦後のシャープ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベース

を広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た「納得」という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制における『十分性の原則』、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。」ことを前提に、「税制改革の視点」として、「このような現行税制の抱える問題を払しょくすべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適應した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。」と提起されながら、何故に、時には、最も基本的人権の問題と拮抗することになる、「納税環境整備」として、「社会保障・税共通の番号制度導入」及び「罰則の適正化」等を取り上げているのは、結局、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」を前提としない「議会制民主主義論」故でないのだろうか、したがって、本稿は、「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から、今回の租税調査会の「税制改正大綱」の原理論を検討することにしたい。

3 憲法の「本質」に基づく税法のあり方

そこで、その前提として、「個人の尊厳の保障」に基づく税法のあり方を展開することにしたい。

さて、人権史的に捉えると、基本的人権は、「自由権」のみならず「社会権」等を内包化することによって、基本的人権のあり方が確立されることになった。

そのことは、伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権のあり方が確立されているように、基本的人権は、「形式的には法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利であり、すなわち生来の不可侵の不可譲の権利である」⁽¹⁾と称されているように、基本的人権は、「個々の人間という事実」に基づいて保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条前段)等と規定している。

それ故に、最高法規である憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、下位規範として、「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。

したがって、当然に憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を、下位規範である税法等の法現象に「内質」すべきことになる。

そこで、純粋法学者として高名なケルゼン(Hans Kelsen)は、「国家作用は法創設作用＝段

階的に進行する規範定立過程である。(中略)この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基づける根本規範に終始している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって、一次の段階として一実定法的意味における憲法が成立する⁽²⁾と称される「根本規範論」等の影響故なのか、我が国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

そこで、基調的な所説によると、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。(中略)われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民民主主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理と根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理が考えられる⁽³⁾とか、「自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する『根本規範』であり、この根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)である⁽⁴⁾と称されている。しかし、「個人の尊厳の保障」について、「国民民主主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理」の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)」と称される「個人の尊厳の原理」とは、いかなる意味を有するのであろうか。

そこで、私見は、前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)」等のあり方の形而上化等の問題の克服と、憲法の「本質」に基づく、新たな「法体系」を構築するために、日本国憲法の「本質」は、具体的な「個々」の「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらに持っている権利⁽⁵⁾である「個人の尊厳の保障」として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規に「個人の尊厳の保障」を「内質」する法規の「本質」として「個人の尊厳の保障⁽⁶⁾を位置付けるべきもの」と考える。

したがって、その「個人の尊厳の保障」を確認し宣言するために、憲法は、「国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない」(憲法11条)、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条前段)等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」(憲法11条、97条)と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」の観点から、「税法」の「法形態」の「あるべき」当為(Sollen)性に「内質」すべきことになる。

したがって、それらの観点を前提に、「税制改正大綱」の基本的な問題点を検討することにした。

4 「税制改正大綱」の基本的な問題点

「税制改正大綱」は、「税制の現状について」、「我が国では、戦後のシャープ勧告により、公平性を重視するとともに、恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く

取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる返還の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た『納得』という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制が税における『充分性の原則』、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。」と、「納税者から見た『納得』という観点から」、「税制の現状について」のあり方に対処されることは、税制のあり方としては、基本的に許容すべきことになるが、「税制改正大綱」は、「税制改革の視点」として、上記の「現行税制の抱える問題点を払しょくすべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。」と、結論的に、「税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行う」ことを前提に、「税制全般の抜本改革を進める」ために、五つの重要な観点を答申されている。

一つは、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とします」。

二つには、「『支え合い』のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にします」。

三つには、「税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進します」。

四つには、「グローバル化に対応できる税制のあり方を考えます」。

五つには、「地域主権を確立するための税制を構築していきます」。

確かに、「税全般の抜本改革を進める」ために、五つの視点は、基本的に重要なものと考えますが、しかし、その前提として、憲法の視点の「本質」の「個人の尊厳の保障」の文脈となる「財産権等の保障」の観点が、この「税制改正大綱」で明確でない故にから、「納税環境整備」の一環として、「税共通の番号制度の導入」とか、「税制への信頼を確保するためには、罰則の適化」等を問題にされているは、この「税制改正大綱」のあり方の「本質的」な問題に帰結することになる。

したがって、まずは、上記の「税制改革の視点」の基本的な視点となる、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則の税制のあり方」等のあり方について検討した上で、上記の「納税環境整備」等の問題を検討することにしたい。

5 「税制改革の視点」の基本的な問題点

「税制改正大綱」は、「税制改革の視点」に関して、「特に税制は『代表なくして課税なし』の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については、主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。」と提起

された上で、そのあり方をキーワード的に、その重要な視点として、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とします。納税者の立場に立ったとき、好ましい税制のあり方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要があります。」と、「税制のあり方を考える」ときに、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則」を「基本」とされていることは、従来型のキーワード⁽⁷⁾と異っているが、「税制改正大綱」の「税制改革の視点」の大前提となっている、「特に税制は『代表なくして課税なし』の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については、主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。」との答申は、結局、「議会制民主主義」の基において、「納税者の立場」は、多数決原理で決定されることになるので、個々の人権の保障のあり方が問われることになるが、その問題提起が、正に「税制改正大綱」の「納税環境整備」の一環としての、「税共通の番号制度の導入」⁽⁸⁾とか、「税制への信頼を確保するためには、罰則の適化」⁽⁹⁾等の問題であり、その問題を克服するためには、基本的人権に基づく「法の支配」を「内質」した上で、「議会制民主主義論」を展開しないと、上記の「税共通の番号制度の導入」とか、「税制への信頼を確保するためには、罰則の適化」は、そのあり方として、時には、基本的人権の「本質」である「個人の尊厳の保障」に拮抗することになる。

したがって、「税制改正大綱」の一つのキーワードである「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則」のあり方は、基本的人権に基づく法の支配を「内質」しないと、その「税制改正大綱」の「議会制民主主義」論は、多数決論で決定されることになる。

そこで、上記のように、「税制改革の視点」の一つである、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にします。国民一人一人が頑張り、かつ、その結果が報われる社会であるべきことは大前提です。しかし、人はその人だけの頑張りによって生きられるのではなく、様々な人と関わり互いに支え合うことにより、社会は成立しています。現在、我が国が抱える様々な問題を解決するためには、世代間および世代内の両面にわたり、お互いに『支え合い』、共によりよい社会をつくっていくという共通認識を持って、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うことが必要です。税制はまさにその費用の分かち合い方を決めるものである。」との指摘も、個人と社会とのあり方を、「お互いに『支え合』うことで、「個人の尊厳の保障」のあり方を「実質化」する契機を許容することになるが、その前提として、「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点を前提としないと、「お互いに『支え合』う関係は、結局は、義務的思想に帰結する「共同体論」に陥ることになる。

6 「納税環境整備」の基本的な問題点について

そこで、「各主要課題の改革の方向性」の「納税環境整備」の、一つは、「納税者権利憲章(仮称)の制定」について、「『代表なくして課税なし』の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして『納税者権利憲章(仮称)』を早急に制定します。」と提起しているが、その「納

「税者権利憲章(仮称)」の制定に、上記のように、「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」を「議会制民主主義」のあり方に「内質」しないと、「納税者権利憲章(仮称)」は、従来型の「法治主義論」に帰結することになる。

したがって、基調的な学説によると、「多くの国は、納税者権利憲章などを整備している」⁽⁹⁾と称された上で、「日本税法学の課題として日本の現段階では租税の使途面での『平和・福祉本位』の『法の支配』の整備や租税の徴収面の応能負担原則などの『実体的適正』を含めて日本の納税者権利憲章などを整備すべきである」⁽¹⁰⁾、そして、「『実体的適正』および『手続的適正』の双方を含む納税者の諸権利をまず準憲法的な性格の法律(「基本法」の形式)で整備することが大切であろう」⁽¹¹⁾と称されるのは、憲法上の観点を強く意図した「納税者権利憲章」と評することができるが、私見は、憲法の「本質」を「内質」した「納税者権利憲章」を問題にすべきものとする。

二つには、「国税不服審判所の改革」について、「税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く『国税不服審判所』は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすためにも最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。」と提起しているが、上記の「法の支配」の観点を「内質」した上で形成しないと、上記の「適正な税務執行」は、その「枠組」は、結局、従来型の「法治主義論」に帰結することになる。

三つには、「社会保障・税共通の番号制導入」「社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進め、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。」との提起は、プライバシー等の問題から、「社会保障・税共通の番号制度」の問題は、多角的な観点から検討しないと、基本的人権の「本質」である「個人の尊厳の保障」に拮抗することになる。

四つには、「歳入庁の設置」「年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構(2010年1月に社会保険庁より改組予定)を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

歳入庁は税と社会保険料の賦課徴収を一次的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます」との提起は、確かに、「行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減」できることになるが、「税と社会保険料の賦課徴収」の「一元化」は、一つの庁に、「徴収」の権限を拡大することになり、基本的人権の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点と、時には、拮抗することになる。

五つには、「罰則の適正化」「納税者の税制上の権利の裏返しとして、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に履行しない納税者に対しては、厳正かつ的確に対処する必要があります。

課題の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには、罰則の適正化も重要です。他の経済犯とのバランスなど考えながら、罰則の見直しを行う必要があります。」との提起を前提に、「脱税犯に係る法定刑の引上げ」について、「直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年(現行5年《源泉所得税に係るものは3年》)に引き上げます。」等と「租税に関する罰則の見直し」を提起されているが、しかし、当該構成要件等の問題を十分に検討せずに、「課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する」ためとの理由で、「脱税犯に係る懲役刑の上限を10年」に引き上げることは、基本的人権の「本質」たる「個人の尊厳の保障」の観点から、極めて問題があるものと考えられる。

7 おわりに

今まで、概略的に「税制調査会」の「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」は、「税制の現状について」に関して、「税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た『納得』という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。」と提起されていることを、上記の「納税環境整備」の方向性の項目である、「納税者権利憲章(仮称)の制定」「国税不服審判所の改革」「社会保障・税共通の番号制度導入」「歳入庁の設置」「罰則の適正化」のあり方について、果して、「納税者から見た『納得』」論と符合するのでしょうか、正に、そのことは、「納税者から見た『納得』という観点から大きくかけ離れた形」になるのではないのだろうか、その基本的な原因は、「税制改革」の前提として、税法の法体系上の位置づけが検討されていないためにか、「税制の現状について」「我が国では、戦後のシャープ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました」ことを指摘されながら、税法のあり方の「本質」となる「個人の尊厳の保障」を問題にされないために、結局は、上記の「納税環境整備」の方向性の帰結と考える。

注

(1) 伊藤正己『憲法』(弘文堂、1982年)177頁。

(2) ハンス・ケルゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』(岩波書店、1975年)415-416頁。

私見の「個人の尊厳の保障」に基づく憲法の「本質論」は、もちろん、従来型の基本的な法体系である「法段階構造」(憲法→法律→命令等)を前提として展開しているが、それは、単に、その「法段階構造」を形式的、又は、根本規範を仮定的に展開するのではなく、憲法の「本質」が「法段階構造」に「内質」されることによって、その「本質」が実体法上において普遍化することになる。

したがって、憲法学者の高橋和之が、「法段階構造」の観点から、「上位規範の『執行』は、下位規範との関係ではその根拠をなす、つまり、授權を行う『法定立』であり法創造を含意するのである」(高橋和之『現代立憲主義の制度構想』(有斐閣、2006年)12頁)と称される、法定立の「法創造」(同上書、12頁)は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の「枠内」で許容すべきことになる。

(3) 清宮四郎『憲法 I [第3版]』(有斐閣、1981年)33頁。

(4) 芦部信喜＝高橋和之(補訂)『憲法[第3版]』(岩波書店、2002年)10頁。

(5) 伊藤・前掲注(1)177頁。

(6) 佐藤幸治名誉教授は、個人の尊重を「人間の自律性を尊重」(佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』(有斐閣2002年26頁)と称されているが、しかし、その「人間の自律性」を具体的に明確にしないと、極めて人間を「価値的」に捉えることになる。

(7) 旧・税制調査会は、「税制の基本原則」として、「租税は、公的サービスを賄うために十分な量が必要であり、国民皆が社会の構成員として広く公平に分かち合っていかなければなりません。そのためにいかにについては、従来から各種の租税原則が提唱されてきましたが、それらは結局「公平・中立・簡素」の三つに集約することができます。

『公平・中立・簡素』の意義や重点の置き方は、経済社会の構造変化に伴って変わってくることもありますが、この三つの原則が税制を考える上での基本であることは21世紀においても変わらないと考えられます。」(税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」税務経理協会『論放/税制調査会中期答申—わが国税制の現状と課題』2000年10-11頁)と答申しているが、新・税制調査会は、「本文」で記載しているように、「特に税制は『代表なくして課税なし』の言葉に象徴されているように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。」と答申された上で、「納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とします。納税者の立場に立ったとき、好ましい税制のあり方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要があります。」と、三原則のキーワードを「公平・透明・納得」と称されることは、従来よりも、納税者の立場を強化することになるが、しかし、新・税制調査会は、憲法の「本質」のあり方を明確にされていないので、結局は、「議会制民主主義」の基で、「本文」で検討しているように、「納税環境整備」の答

申が、果して、納税者に「納得」できるものかが問われることになる。

- (8) 「番号制」について、山本守之千葉商科大学大学院(博士課程)プロジェクト・アドバイザーは、「共通番号制と給付付き税額控除の関係ですが、ある人たちは、番号制はなくても給付付き税額控除はできると言う人もいますが、私はちょっとどうかかなと思っています。アメリカあたりでは、あれだけ番号制が入っていても、給付付き税額控除の場合の不正受給から3割以上あると。そういう意味からすると、しっかりした税制にするためには、納税者番号制という共通番号制について国民のコンセンサスと信頼を得るような議論をしていく必要があるのではないかなと思っています。」(同上36頁)と称されるのも、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を前提にしないと、結局は、「国民のコンセンサス」は、多数決論に帰結することになる。

また、三木義一教授は「座談会」で、「今回の番号制度は、むしろ給付のための制度としての側面を強く打ち出しています。とするとターゲットはむしろ低所得者層であり、番号制度の意味もだいぶ変わってくるかもしれない。」(三木義一・古川元久・峰崎直樹「民主党は税制をどう変えようとしているのか」『世界』803号2010年127-128頁)と称されているが、しかし、そのことから、納税者番号制度の本質的な問題点は回避できるであろうか。

そこで、北野弘久博士は、「納税者番号の問題については、租税目的に限定し、他の行政目的に流用できないこととすべきであろう。かつて主張された資産所得等の総合課税のためには必ずしも納税者番号制などの導入がなくても、仮名取引の禁止と所得の源泉徴収の徹底・強化をすれば可能である。(中略)さらに、住民基本台帳法の改正で導入された『住基ネット』が人々の人権に深くかかわるだけに私たちはその危険性に注意と監視を向けなければならない。この制度の運用いかんがこの国のおそろしい管理社会・管理国家の現実化の展開につながるからである。」(北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院2007年452頁)と称されるのは、納税者番号制と人権保障の関係を強く意図された傾聴すべき所説である。

また、「納税環境の整備と納税者番号制度」について、水野忠恒教授は、「適正・公平な課税のための納税者の理解」(水野忠恒『租税法(第3版)』有斐閣2007年73頁)の観点について、「情報化の進んだ今日でも、行政には、適正・公平な課税の実現という目的があるのであり、それに対する国民の理解、つまり、納税遵守・協力(compliance)が、何を必要不可欠な要素である。国民の間では、プライバシーの侵害や、番号による国民に関する情報の一元的管理に対するアレルギーは、なお、少なくないと思われる。」(同上73頁)と称されているが、しかし、その前提として、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を前提としないと、「納税遵守・協力(compliance)」は結局、多数決論で、「納税者番号制度」を強用することになるが、「納税者番号と税務以外の利用」について、水野忠恒教授は、「納税者番号は、本来、本人確認の意味を有すると思われるが、私人に納税者番号を知らしめるためゆえに、その濫用・不正使用が懸念され、その秘密保護が確実になされないと、納税者番号制度は社会的に定着しなくなってしまう。納税者番号が税務以外に用いられると、適正・公平な課税という納税者番号制度の最も基本的目的を不明確にする懸念がある。納税者番号は、税務以外の公共サービスとは、できるだけ切断されることが望ましい。納税者番号は、法律の根拠に基づいて、金融機関や給与所得者の勤務先に、納税者が告知することを義務づけられることになるので、その秘密の保護も重大である。給与の支払者である雇用主や銀行等取引の相手方に、本人確認の番号

を知らせることにより、本人の情報が拡散していくことが懸念される。」(同上75頁)と称されることは、基本的に許容すべきことになるが、それを回避するために、例えば、「納税者憲章」を形成しても、それに憲法の「本質」を「内質」しないと、上記の諸問題は、基本的に解決しないことになる。

ところが、金子宏名誉教授は、「納税者番号制度」について、「所得税、法人税、消費税等の正確で公平な執行のためには、すべての納税者に番号をつけ、その番号によって所得を名寄せする制度、すなわち納税者番号制度が有効である(ただし、万能ではない)。そのため、アメリカ・カナダ・北欧諸国・イタリア・オーストラリア等では、納税者番号が採用されており、相当の効果をあげている。わが国でも、昭和50年代以来での採用の是非が問題とされてきた。最近におけるコンピュータの発達と経済の国際化は、所得の正確な把握をいっそう困難にしており、それに対応して納税者番号制度の必要性はいっそう増大しつつある。」(金子宏『租税法』弘文堂2009年656頁)と、諸法規の「正確な公平の執行」の観点から、「納税者番号制度」を許容されているが、しかし、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点を前提にした上で、「納税者番号制度」を考えないと、そのあり方によっては、「個人の尊厳の保障」の観点到拮抗することになる。

- (9) 最近、「平成22年度税制改正をめぐって」の対談で、山本守之千葉商科大学大学院(博士課程)プロジェクト・アドバイザーは、「納税環境の整備でございますが、罰則が非常に上がってきました。

ただ、罰則よりももう一つ違った側面も考える必要があるのではないかと思います。罰則をどんどん上げていく。例えば税務調査に行く。ところが、そこでトラブって税務調査に行く。例えば税務調査ができないと消費税の仕入控除否認をやりませう。帳簿請求書の保存は提示を含むということで、『調査のときにここに積んであったじゃないか』と言うけれど、それを見ないで帰ってしまった。そうすると、仕入税額控除否認として罰則よりはるかに多額の税を取られることがあります。これはご承知のように、最高裁で判決があったときに滝井繁男さんが少数意見でそれを指摘していますが、そのへんはどうですか。」(山本守之・阿部泰久「税制改正をめぐって」『税経通信』65巻2号2010年35頁)と称されたのに対し、阿部泰久経団連経済基盤本部長は、「今回、もう一つ見なければいけない将来の課題として、納税者の権利章典みたいなものをきちんと定める必要があります。罰則の強化は、前からやりたかったのをたまたま今回やっただけだと思いますが、それ以外に、税務調査の仕方とか更正処分のやり方をもう少し取る側・取られる側イコール・フティングしないと、調査のときに気に入らないか取るみたいな話を制度的に許してしまうのはどこかで直したほうがいいとは思いますが、そういう意味で、納税者権利章典の中身をいろいろ議論して行って、きちんと中身のあるものにしていくことが大事だと思っています。」(同上35頁)と称されていることは、納税者権利章典の体系上のあり方から正論であるが、その前提として、憲法の「本質」を問題にしないと、それは、従来型の法治主義論に帰結し、「罰則見直し」に対抗できないものとする。

特に「罰則」のあり方の構成要件上の問題である、その概念のあり方を憲法上の観点から問題にしないと、「納税者権利章典の中身をいろいろ議論して行って、きちんと中身のあるものにしていく」ことの、「収斂」を形成できないものとする。

- (10) 北野弘久『税法学言論(第6版)』青林書院2007年439頁。
- (11) 北野弘久・前掲注(10)439-440頁。
- (12) 北野弘久・前掲注(10)440頁。
- * 本稿の「税制調査会」の「平成22年度税制大綱—納税者主権の確立へ向けて—(平成21年12月22日)」の引用頁は、省略していることを御容赦ください。

二 租税法律主義と遡及立法の禁止の原則について

1. はじめに

本稿は、最近の福岡地判と福岡高判等を素材にして、租税法律主義と遡及立法の禁止の重要な争点となっている、「法的安定性」「予見可能性」等の問題を中心に検討したい。

そこで、上記判決の事実の概要によると、「原告が、平成16年3月10日に住宅を譲渡したことにより長期譲渡所得の計算上損失が生じたとして、福岡税務署長に対し、平成16年分所得税に係る更正の請求をしたところ、福岡税務署長から、同年4月1日施行の法律の改正により、同年1月1日以後に行われた原告の住宅の譲渡についてはその損失金額を他の所得から控除(損益通算)できなくなったとして、更正すべき理由がない旨の通知処分(中略)を受けたことから、原告に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用は許されないと、被告に対し、本件通知処分の取消しを求めた事案である。」⁽¹⁾が、本稿では、上記のように、憲法84条の「租税法律主義」と「遡及立法の禁止」の問題と、「法的安定性」「予測可能性」等のあり方について検討することにした。

2. 福岡地判の法理を中心にして

福岡地判は、「租税法規不遡及の原則について、憲法上明文の規定はないものの、憲法84条が規定している租税法律主義は、国民に不利益を及ぼす租税法律主義は、国民に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用を禁じていると解すべきである。なぜならば、租税法律主義は、国民の経済生活に法的安定性、予見可能性を保障することをその重要な機能とするものであるところ、国民の不利益を及ぼす遡及立法が許されるとこの機能が害されるからである。」⁽²⁾と、「租税法規不遡及の原則について、憲法上明文の規定はないものの、憲法84条が規定している租税法律主義は、国民に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用を禁じていると解すべきである。」と判示しながら、当該地判は、文理上の観点から、「租税法規については、刑罰法規とは異なり、憲法上遡及適用を禁じる旨の明文の規定がないほか(憲法39条前段参照)、適時適切な景気調整等の役割も期待されていることなどにかんがみると、租税法規不遡及の原則は絶対的なものではなく、租税の性質、遡及適用の必要性や合理性、国民に与える不利益の程度やこれに対する救済措置の内容、当該法改正についての国民への周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合には、例外的に、租税法規不遡及の原則に違反せず、個々の国民に不利益を及ぼす遡及適用を行うことも、憲法上許容されると解するのが相当である。」⁽³⁾と、「租税法規不遡及の原則は絶対的なものではなく」を、強く強調された上で、今度は、その許容性について、極めて抽象的な根拠を基に、つまり、その原則は、「租税の性質、遡及適用の必要性や合理性、国民に与える不利益の程度やこれに対する救済

措置の内容、当該法改正についての国民への周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合には、例外的に、租税法規不遡及の原則に違反せず、個々の国民の不利益を及ぼす遡及適用を行うことも、憲法上許容されると解するのが相当である。」と、結局は、極めて「価値的」「主観的」な「不確定概念」を許容する、「当該法改正についての国民の周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合」(傍点・引用者)を基に、「租税法規不遡及の原則に違反せず」と判示しているのは、租税法律主義のあり方を「遡及立法の禁止」の回避問題で形骸化することになり、結局は、「遡及立法の禁止」のあり方を、「国民の周知状況等を総合勘案」的な観点から、極めて「価値的」「主観的」な「不確定概念」である「予見可能性」論で、「事」を決することになるが、当該事例は、最終的に、「本件改正で遡及適用を行う必要性・合理性(とりわけ、損益通算目的の駆け込み的不動産売却を防止する必要性など)は一定程度認められはするものの、損害通産を廃止するかどうかという問題は、その性質上、その暦年途中に生じ、あるいは決定せざるを得ない事由に係っているものではないこと、本件改正は生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、これにより不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成15年12月31日時点において、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったことなどを総合すると、本件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということではできない。(中略)

そうすると、本件改正は、上記特例措置の適用もなく、損益通算の適用を受けられなくなった原告に適用される限りにおいて、租税法規不遡及の原則(憲法84条)に違反し、違憲無効というべきである。⁽⁴⁾と判示されているが、その「本質的」な問題は、結局、当該事例の「予見可能性」のあり方に帰結することになる。

3. 福岡高判の法理を中心にして

福岡高判によると、「公布の前に完了した取引や過去の事実から生じる納税者の不利益に変更することは、憲法84条の趣旨に反するものとして違憲となることがあり得るというべきであるが、(中略)不利益変更のすべてが同条の趣旨に反し違憲となるとはいえない。なぜなら、憲法は、同法39条の遡及処罰の禁止や同法84条の租税法律主義とは異なり、租税法規の遡及適用の禁止を明文で定めていないが、このことは、憲法が、明文で定める租税法律主義(同法84条、30条)による課税の民主的統制を憲法上の絶対的要請としたのに対し、租税法規不遡及の原則による課税の予測可能性・法的安定性の保護を、租税法律主義から派生する相応的な要請としたことを示しており、租税法規不遡及については、課税の民主的統制に基づく一定の制限があり得ることを許容するものといえるからである」⁽⁵⁾と判示しているが、しかし、「租税法規の遡及適用の禁止」は、憲法上、明文で規定されていなくても、憲法の本質(個人の尊厳の保障)の文脈となる、「財産権等の保障」を「内質」する「租税法律主義」の文脈として、「租税法規の遡及適用の禁止」を捉えないと、「租税法律主義」の意義が形而上化することになる。

したがって、当該高判が、「租税法規の遡及適用の禁止」について、「憲法が、明文で定める租税法律主義(同法84条、30条)による課税の民主的統制を憲法上の絶対的要請としたのに対し、租税法規不遡及の原則による課税の予測可能性・法的安定性の保護を、租税法律主義から派生する相対的な要請としたことを示しており、租税法規不遡及の原則については、課税の民主的

統制に基づく一定の制度があり得ることを許容するものといえるからである⁽⁶⁾と判示していることは、結局は、憲法の「本質」の文脈(財産権等の保障)を「内質」する「租税法律主義」を、その手段性となる「民主的統制」によって、形而上的な観点から、「租税法規不遡及の原則による課税の予測可能性・法的安定性の保護を、租税法律主義から派生する相対的な要請としたことを示しており、租税法規不遡及の原則については、課税の民主的統制に基づく一定の制限があり得ることを許容するものといえるからである」と判示するに至っている。しかし、「租税法規不遡及の原則」を「租税法律主義から派生する」⁽⁷⁾と判示しているながら、換言すると、その原則を租税法律主義の文脈として捉えながら、「租税法規不遡及の原則については、課税の民主的統制に基づく一定の限界があり得る」と判示していることは、極めて形而上的な理由に基づいて、「租税法規不遡及の原則」のあり方を捉えていることになる。しかし、租税法規不遡及の原則は、「源」となる「租税法律主義」から「派生」しているのであるから、当然に、「租税法律主義」の内容として捉えるべきものとする。

それ故に、当該高判が、憲法上の文理上の観点から、「租税法規不遡及の原則による課税の予測可能性・法的安定性の保護を、租税法律主義から派生する相対的な要請とし」、その原則について、「租税法律主義」とは異なり、「課税の民主的統制に基づく一定の制限があり得ることを許容する」と判示していることは、正に憲法の「本質」に基づく「租税法律主義」のあり方を相対化し、結局は、形而上化することになるが、しかし、当該福岡高判が、「租税法規不遡及の原則による課税の予測可能性・法的安定性の保護を、租税法律主義から派生する相対的な要請」と判示しているのは、捉え方によっては、その「派生」論は、「租税法規不遡及の原則」を「租税法律主義」の内容として捉えることもできるが、上記福岡地判は、文理上の観点から、「租税法規については、刑罰法規とは異なり、憲法上遡及適用を禁じる旨の明文の規定がないほか(憲法39条前段参照)、適時適切な景気調整等の役割も期待されていることなどにかんがみると、租税法規不遡及の原則は絶対的なものではなく、租税の性質、遡及適用の必要性や合理性、国民に与える不利益の程度やこれに対する救済措置の内容、当該法改正についての国民への周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合には、例外的に、租税法規不遡及の原則に違反せず、個々の国民の不利益を及ぼす遡及適用を行うことも、憲法上許容されると解するのが相当である」⁽⁸⁾と判示しているのに、結局は、「原告の請求は理由がある」⁽⁹⁾と判示しているのは、法の予見可能性の問題に帰結したことになる。そこに、当該福岡地判及び福岡高判のあり方の基本的な問題と考える。

4. 事例に基づく「予測可能性」について

そこで、遡及立法の予測可能性の有無等について、福岡地判は、「平成15年12月18日、日本経済新聞の4面、朝日新聞朝刊の12面、読売新聞朝刊の13面、毎日新聞朝刊の13面において、平成16年度税制改正網の要旨が報じられ、建物等の長期譲渡所得に係る損益通算を廃止する内容等の記事が掲載された。このうち、日本経済新聞の記事にのみ、平成16年分以後の所得税について適用されることが記載され、その対象となる譲渡の時期が平成16年1月1日以後であることを知り得るものとなっていた。これらの記事は、いずれも、新聞記事の段組みの記載は、いずれも、新聞記事の段組みの記載で2行ないし13行の小さいものであった。

また、平成15年12月18日、インターネット上に、上記各新聞の記事として、各記事と同内容

の記載が掲載された。

同月22日、週刊税のしるべ第2626号(財団法人大蔵財務協会税のしるべ第総局発行)の2面及び週刊税務通信No.2801(税務研究会発行)の5頁において、本件改正(対象となる譲渡の時期も含む。)についての記事が掲載された。前者は、新聞記事同様の段組みの記載で12行のもの、後者は、A4・横書き2段組の記載で7行のものであり、これらの掲載誌の発行部数、読者の範囲等は不明である。

同月26日、日本経済新聞朝刊において、本件改正(対象となる譲渡の時期も含む。)についての記事が掲載された。これは、段組みの記載で10行程度のものである。(中略)本件改正の要旨が公にされたのは与党が平成16年度税制改正大綱を発表した平成15年12月17日であるが、これが一般国民に報道されたのは、初めて新聞報道及びインターネット上に掲載された同18日であって、これは損益通算が認められなくなる日のわずか2週間前である。(中略)。

日本経済新聞(同月18日及び同月26日掲載)は、(中略)一般国民の間に相当程度の流通量があるものであるが、いずれの記事も半ばの紙面に掲載された小さなものであって、これによって図られる国民への周知の程度には限界がある。

なお、上記のような国民への周知は、本件改正の内容が与党の平成16年度税制改正大綱に盛り込まれたことを伝えるものに過ぎず、法律改正自体を明言するものではない。以上によれば、平成15年12月31日時点において本件改正の内容が国民に周知されていたといえる状況になかったというべきである。⁽⁴⁰⁾と判示しているのに対して、福岡高判は、「平成15年12月17日、本件改正の内容を具体化した与党の平成16年度税制改革大綱が公表され、同月18日、我が国の主要な新聞紙上にその内容が掲載され、その後、租税及び不動産の専門誌等においても報道されていたことが認められるから、同日の時点で、平成16年の所得税から土地建物等の長期譲渡所得について損益通算が廃止されることが予測できる状態になったことが認められる。そして、一部の新聞には、上記損益通算の廃止が平成16年1月1日から適用されることが報道されていたほか、所得税が期間税であり、原判決別表のように、過去の税制改正において、年度途中の改正の内容が年度開始時に遡って適用されることが数回あったことからすれば、前記損益通算の廃止が年度開始時に遡って適用されることもある程度予測可能な状態であったといえることができる。

以上から、本件改正と同内容である与党の税制改革大綱が国民に知れた時期(平成15年12月18日)は本件改正が適当される平成16年1月1日の2週間前であるし、租税及び不動産の専門誌等は対象読者は限られていると考えられるから、一般国民に対する周知の程度には限界があったことは否定できないものの、納税者において本件改正の予測可能性が全くなかったとはいえない。⁽⁴¹⁾等を前提に、「本件改正法は、①期間税について、暦年中の法改正によってその暦年における行為に改正法を遡及適用するものであって、既に成立した納税義務の内容を不利益に変更する場合と比較して、遡及の程度は限定されており、予測可能性や法的安定性を大きく侵害するものではなく(中略)③本件改正の内容について国民が知り得た時期は本件改正が適用される2週間前であり、その周知の程度には限界があったことは否定できないものの、ある程度の周知はされており、本件改正が納税者において予測可能性が全くなかったとはいえず」⁽⁴²⁾と判示している所に、福岡地判及び高判が、租税法律主義の機能として、「租税法律は、国民に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用を禁じていると解すべきである。なぜならば、租税

法律主義は、国民の経済生活に法的安定性、予見可能性を保障することをその重要な機能とするものであるところ、国民に不利益を及ぼす遡及立法が許されるとするとこの機能が害されるからである⁽⁴⁰⁾とか、「納税者は、現在妥当している租税法規に依拠しつつ、現在の法規に従って課税が行われることを信頼しながら各種の取引を行うのであるから、後になってその信頼を裏切るとは、憲法84条が定める租税法律主義が狙いとする一般国民の生活における予測可能性、法的安定性を害することになり、同条の趣旨に反する。」⁽⁴¹⁾と、租税法律主義の機能性を、憲法の「本質」の文脈となる「財産権等の保障」に「内質」する「法の支配」を前提としない上で展開されていないために、結局は、租税法律主義の問題を、極めて抽象的な「不確定概念」である「予測可能性」等で展開することで、当該事例で、福岡地判と福岡高判と異なる結論に帰結したところに、それらの判示の「本質」な問題点が内包されていたと評することができる。

仮に、私見が提起している、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法に「内質」する法理で、「租税法律主義」のあり方を考えると、当然に、その重要な内容として、「遡及立法の禁止」は許容すべきことになり、当該事例の場合は、憲法の「本質」の文脈である「財産権等の保障」の観点から、正に「遡及方法の禁止」に該当することになる。

したがって、憲法の「本質」に基づく法の支配を前提としなくて、福岡高判が、「予測可能性の有無」等について、「平成15年12月17日、本件改正の内容を具体化した与党の平成16年度税制改革大綱が公表され、同月18日、我が国の主要な新聞紙上にその内容が掲載され、その後、租税及び不動産の専門誌等においても報道されていたことが認められるから、同日の時点で、平成16年の所得税から土地建物等の長期譲渡所得について損益通算が廃止されることが予測できる状態になったことが認められる。そして、一部の新聞には、上記損益通算の廃止が平成16年1月1日から適用されることが報道されていたほか、所得税が期間税であり、原判決別表のように、過去の税制改正において、年度途中の改正の内容が年度開始時に遡って適用されることが数回あったことからすれば、前記損益通算の廃止が年度開始に遡って適用されることも、ある程度予測可能な状態であったということが出来る。

以上から、本件改正と同内容である与党の税制改革大綱が国民に知れた時期(平成15年12月18日)は本件改正が適用される平成16年1月1日の2週間前であるし、租税及び不動産の専門誌等は対象読者は限られていると考えられるから、一般国民に対する周知の程度には限界があったことは否定できないものの、納税者において本件改正の予測可能性が全くなかったとはいえない。⁽⁴²⁾と、それらの事実関係を基に、納税者に「ある程度予測可能な状態であったということが出来る」とか、「納税者において本件改正の予測可能性が全くなかったとはいえない」との理由で、納税者の予測可能性を確定されることは、正に、憲法の「本質」の文脈である「財産権等の保障」を「法の支配」の観点から、「租税法律主義」に「内質」されない法理故に帰結したものと考えられるが、しかし、上記のように、当該福岡高判の法理(福岡高判は、「遡及立法の禁止」の問題を租税法律主義の「派生」・「文脈」の問題として捉えているので、租税法律主義の「内容」として捉えることができる)は、福岡地判よりも、租税法律主義のあり方を強化したものと評価できる一面があるのに、福岡地判は、「本件改正で遡及適用を行う必要性・合理性(とりわけ、損益通算目的の駆け込み的不動産売却を防止する必要性など)は一定程度認められはするものの、(中略)本件改正は生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、これにより不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成15年12月31日時点にお

いて、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったことなどを総合すると、本件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということとはできない。」⁹⁰と判示しているところに、その「予見可能性」論は、正に憲法の「本質」に基づく法の支配の観点から問題あると考える。

5. おわりに

そこで、金子宏名誉教授は、「過去の事実や取引から生ずる納税義務の内容を、納税者の利益に変更する遡及立法は許される、と解してよい。しかし、それを納税義務者の不利益に変更する遡及立法は、原則として許されないと解すべきであろう。人々は、現在妥当している租税法規に依拠しつつ—すなわち、現在の法規に従って課税が行われることを、租税法律主義の狙いである予測可能性や法的安定性を害することになる。憲法は、この点について明文の定めをおいていないが、憲法84条は納税者の信頼を裏切るような遡及立法を禁止する趣旨を含んでいる、と解すべきである(中略)。

所得税や法人税のような期間税については、納税義務が成立するのは、期間の終了時である(税通15条1項、2項1号・3号)が、その基礎をなす課税要件事実(行為や事実)は、期間の開始とともに発生し累積するから、年度の途中で納税者に不利益な改正をし、それを年度の始めにさかのぼって適用することは一種の遡及方法であり、それが評されるかどうかは、そのような改正がなされることが、年度の開始前に、一般に周知され、十分に予測できたかどうかにかかっていると解すべきであろう⁹¹と、「遡及方法」の問題を、「年度の開始前に、一般に周知され、十分に予測できたかどうかにかかっていると解すべきであろう」と称されるのは、租税法律主義のあり方を極めて「主観的」な観点から捉えられているものと評することができるが、私見は、その前提として、積極的に憲法の「本質」である「財産権等の保障」を「租税法律主義」のあり方に「内質」することで、「遡及立法の禁止」は、当然に「租税法律主義」の要件であり、当該事例の「遡及立法の禁止」の問題は、「租税法律主義」に拮抗することになる。

また、租税法律主義の内容である「課税要件法定主義」の問題が「課税要件明確主義」を問題にすることによって、「予測可能性」の問題と関係することになり、徐々に「課税要件法定主義」の問題が形骸化しているのではないのだろうか、佐藤英明教授は、「租税法律主義がこのように多様な内容を持つものとして発展してきたのは、行政法律主義(法による行政の原理)とは異なり、罪刑法定主義の類推によるものと指摘されており、したがって、そこでの中心的な考慮要素は予測可能性の確保である。」⁹²と称されるところに、租税法律主義の捉え方の基本的な問題点と考える。そして、その帰結として、同教授が、「金子名誉教授は、現代の取引社会における租税法律主義の機能を『国民の経済生活に法定安定性と予測可能性とを与えることにある』とされている。」ところに、租税法律主義を「主観性」の観点から許容することになる。そこに、当該事件の問題とも考える。

最後に、周知のように、日本国憲法は、「個人の尊厳の保障」の文脈に基づく「思想および良心の自由」と「表現の自由」等を保障した上で、さらに「学問の自由」を保障しているのは、「研究の自由」等を保障するためにある。それ故に、私は、「研究の自由」等の「本質」となる「真理の探究」が、正に「学問の自由」の「本質」と考えている。

したがって、微力ながら、その「研究の自由」の「本質」となる「真理性」を求めて、精進した成

果が、今まで、「九州共立大学経済学部紀要」に掲載した論文であり、その一端が、本稿の「最近の税法問題の一考察」である。

また、僭越であるが、それらの研究成果で構築した原理等を基に、「税法」等を中心に、法律の「本質」等のあり方を、微力ながら提起できたものとする。

注

- (1) 福岡地判平成20・1・29判時2003号44頁。
- (2) 福岡地判・前掲注(1)47頁。
- (3) 福岡地判・前掲注(1)47頁。
- (4) 福岡地判・前掲注(1)50頁。
- (5) 福岡高判平成20・10・21判時2035号27頁。
- (6) 福岡高判・前掲注(5)27頁。
- (7) 福岡高判・前掲注(5)27頁。
- (8) 福岡地判・前掲注(1)47頁。
- (9) 福岡地判・前掲注(1)50頁。
- (10) 福岡地判・前掲注(1)47-48頁。
- (11) 福岡高判・前掲注(5)28頁。
- (12) 福岡高判・前掲注(5)29頁。
- (13) 福岡地判・前掲注(1)47頁。
- (14) 福岡高判・前掲注(5)26頁。
- (15) 福岡高判・前掲注(5)28頁。
- (16) 福岡地判・前掲注(1)50頁。
- (17) 金子宏『租税法(第14版)』2009年101-102頁。
- (18) 佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子宏編『租税法の基本問題』有斐閣2007年58-59頁。